

令和 4 年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

令和 5 年 9 月

農林水産省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき公表するものである。

目次

令和4年度の実施状況の概要について

トピックス	3
-------	---

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進	11
① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	11
② 治山事業の実施	16
③ 路網の整備	20
④ 地球温暖化対策の推進	22
⑤ 生物多様性の保全	25
(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献	27
① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	27
② 林業事業体の育成	30
ア 総合評価落札方式や複数年契約等の活用	30
イ 樹木採取権制度の活用	31
③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	34
④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	36
(3) 国民の森林としての管理経営	38
① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	38

② 森林環境教育の推進	39
③ 森林の整備・保全等への国民参加	42
ア N P O 等による森林づくりや森林保全活動の支援	42
イ 分収林制度による森林づくり	45

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	47
① 森林の巡視及び境界の保全	47
② 森林病虫害の防除	49
③ 鳥獣被害の防除	51
(2) 「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	53
① 「保護林」の設定及び保護・管理の推進	53
② 「緑の回廊」の整備の推進	56
③ 地域やN P O 等と連携した希少な野生生物の保護等の推進	58

3 国有林野の林産物の供給

(1) 林産物等の供給	61
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	65

4 国有林野の活用

(1) 国有林野の活用の適切な推進	67
(2) 公衆の保健のための活用の推進	69

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

71

6 国有林野の事業運営

(1) 民間委託の推進	73
(2) 計画的かつ効率的な事業の実行	74
(3) 情報システムの活用とＩＣＴ（情報通信技術）の導入	76
(4) 安全・健康管理対策の推進	79

7 その他国有林野の管理経営

(1) 人材の育成	81
(2) 地域振興への寄与	83
(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献	85
(4) 関係機関等との連携の推進	87

参考

1 用語の解説	88
2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	95
3 令和5年度の国有林野事業の主要取組事項	97

注) 本報告に記載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

トピックス・事例一覧

トピックス～一般会計化後の10年を振り返る～

1. 公益的機能の発揮に向けた適切な施業の推進
2. 治山事業の計画的な推進と迅速な災害対策
3. 優れた自然環境を有する森林の維持・保存
4. 国産材の安定供給体制の構築への貢献

事例 1 林地保全に配慮した森林施業の推進

(九州森林管理局 宮崎森林管理署都城支署) 15

事例 2 地域の安全・安心の確保に向けた災害復旧

(九州森林管理局) 18

事例 3 森林土木工事におけるICT施工技術の活用

(四国森林管理局) 19

事例 4 被災した民有林林道の早期復旧に向けた技術支援

(東北森林管理局) 21

事例 5 特定苗木の活用による成長の旺盛な若い森林の造成

(北海道森林管理局) 24

事例 6 荒廃した植生の回復に向けた取組

(近畿中国森林管理局 三重森林管理署) 26

事例 7 下刈り作業の省力化に向けた取組

(北海道森林管理局) 29

事例 8 樹木採取権による伐採・再造林の実施

(近畿中国森林管理局 岡山森林管理署) 33

事例 9 民有林と連携した施業の推進

(東北森林管理局 三八上北森林管理署) 35

事例 10 国有林野のフィールドを活用した地域の林業従事者の育成支援

(九州森林管理局 長崎森林管理署) 37

事例 11 教職員と児童を対象とした森林教室

(中部森林管理局 木曽森林管理署) 41

事例 12 「社会貢献の森」における植樹活動

(九州森林管理局 鹿児島森林管理署) 44

- 事例 13 分収造林制度の活用による林業事業体の育成
(近畿中国森林管理局 岡山森林管理署) 46
- 事例 14 グリーン・サポート・スタッフによる植生保護に向けた取組
(東北森林管理局 仙台森林管理署) 48
- 事例 15 地域と連携した松林保全活動
(近畿中国森林管理局 福井森林管理署) 50
- 事例 16 ニホンジカ捕獲用小型囲いわな「こじちゃんと1号、2号」の普及
(四国森林管理局 森林技術・支援センター、高知中部森林管理署) 52
- 事例 17 ブナの北限地帯の保護林の拡張
(北海道森林管理局 後志森林管理署、渡島森林管理署) 55
- 事例 18 浅間山におけるイヌワシ復活プロジェクト
(中部森林管理局 東信森林管理署) 59
- 事例 19 高品質材の供給
(東北森林管理局) 64
- 事例 20 民有林と連携したシステム販売の取組
(中部森林管理局 木曽森林管理署、中信森林管理署) 66
- 事例 21 広域的な送電網の整備に向けた国有林野の貸付け
(関東森林管理局 福島森林管理署、磐城森林管理署) 68
- 事例 22 地域と連携した「日本美しの森 お薦め国有林」の利用環境の整備
(北海道森林管理局 檜山森林管理署) 70
- 事例 23 浜松市における公益的機能維持増進協定に基づく森林整備
(関東森林管理局 天竜森林管理署) 72
- 事例 24 先端技術を活用した監督業務の効率化
(近畿中国森林管理局) 77
- 事例 25 ドローンによるシカ防護柵の点検
(四国森林管理局) 78
- 事例 26 架線集材技術の普及指導に向けた研修
(森林技術総合研修所) 82

事例 27 「木育」美術館ヘシンボルツリーを供給
(中部森林管理局 木曽森林管理署) 84

事例 28 避難指示解除後の森林整備の推進
(関東森林管理局 磐城森林管理署) 86

事例 29 民間団体の協力による海岸防災林の再生
(東北森林管理局 宮城北部森林管理署、仙台森林管理署) 87

ホームページ掲載事例一覧

事例 30 治山事業による公共施設の保全
(東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署)

事例 31 庁舎整備における木材利用
(中部森林管理局 森林技術・支援センター)

事例 32 先端技術を活用した効率的な森林管理手法の普及
(近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署)

事例 33 村有林の整備に向けた技術支援
(北海道森林管理局 石狩森林管理署)

事例 34 かるたを活用した森林環境教育
(九州森林管理局 西表森林生態系保全センター)

事例 35 「木の文化を支える森」の設定による資材の確保
(四国森林管理局 徳島森林管理署)

事例 36 八溝山系におけるシカ被害防止に向けた取組
(関東森林管理局 茨城森林管理署)

事例 37 希少種保護のための合同パトロール
(九州森林管理局 鹿児島森林管理署)

上記、「ホームページ掲載事例一覧」の事例は以下のホームページに掲載しています。

(参考情報) 国有林野の管理経営に関する基本計画
(平成 30 年 12 月 25 日策定) の実施状況の事例

https://www.rynya.maff.go.jp/j/kokuyu_rynya/jissi/jirei.html



図及び表の索引

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	
図－1 国有林野の分布	12
表－1 国有林野の森林資源の現況	13
図－2 国有林野における人工林の齢級構成	13
表－2 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿	14
表－3 保安林の現況	17
表－4 更新、保育、間伐事業の実施状況 (○)	23
表－5 森林土木工事における木材・木製品の使用状況 (○)	23
表－6 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況 (○)	28
表－7 大学及び試験研究機関との協定数 (○)	28
図－3 国有林野における一貫作業システムの実施面積 (○)	29
表－8 複数年契約による間伐等事業の状況 (○)	30
図－4 樹木採取権の設定箇所	32
表－9 樹木採取権の設定状況及び事業の実施状況	32
図－5 森林共同施業団地の現況 (○)	34
表－10 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況 (○)	40
表－11 国民参加の森林づくりの協定締結状況（令和4年度）	43
表－12 分収林の現況面積 (○)	45
2 国有林野の維持及び保存	
表－13 松くい虫被害の状況と対策 (○)	49
図－6 国有林野におけるシカ捕獲頭数 (○)	51
表－14 保護林区分	54
図－7 「保護林」と「緑の回廊」位置図	57
3 国有林野の林産物の供給	
図－8 国有林野事業における立木の伐採量 (○)	62
表－15 国有林材供給量（丸太換算）(○)	62
表－16 国有林野事業における素材（丸太）供給量 (○)	63
図－9 伐採量、供給量、販売量の関係について	63
表－17 民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材（丸太）供給実績 (○)	63
表－18 民有林と連携したシステム販売による木材供給量 (○)	66

4 国有林野の活用	
表－19 国有林野の用途別貸付け等の状況 (○)	67
表－20 国有林野の用途別売払い状況 (○)	68
表－21 レクリエーションの森の現況及び利用者数 (○)	69
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全	
表－22 公益的機能維持増進協定の締結状況	71
図－10 公益的機能維持増進協定制度のイメージ	72
6 国有林野の事業運営	
図－11 代表的な森林管理署の事業実施体制	73
表－23 請負事業等における重大な災害の発生状況 (○)	74
図－12 国有林野事業の債務返済状況 (○)	75
表－24 国有林野事業収入の状況 (○)	75
図－13 国有林 GIS の活用	76
表－25 職員の災害の発生状況 (○)	79
7 その他国有林野の管理経営	
表－26 森林管理局・署における森林総合監理士の育成状況 (○)	81

(○) の図表は以下のホームページに過去のデータを掲載しています。

(参考情報) 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況に関する図及び表

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/zuhyou.html



令和4年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占め、その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布し、人工林※や原生的な天然林※等の多様な生態系を有しています。その立地や森林資源等の状況から、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として管理経営に取り組んでいます。

このような中、森林に対する国民の要請は公益的機能の発揮に重点を置きつつ更に多様化しており、国有林野に対しても国土の保全や地球温暖化防止、生物多様性保全の面での期待が大きくなるとともに、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮や我が国の森林・林業の再生への貢献が求められています。

これらの国民からの要請に応えるため、国有林野の管理経営を行う国有林野事業は、平成25年度から、一般会計で実施する事業に移行し、国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益重視の管理経営を一層推進しています。また、その組織、技術力その他各種資源を活用し、民有林の経営に対する支援や木材の安定供給等の取組を進めています。

(管理経営基本計画及び令和4年度の実施状況)

農林水産省では、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、あらかじめ国民の皆様の意見を聴いた上で「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を策定し、これに基づき国有林野の管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で5年ごとに策定することになっています。

令和4年度は、平成30年12月に定めた平成31年4月から令和11年3月までを計画期間とする管理経営基本計画に基づき、国有林野を名実ともに「**国民の森林**」としていくため、

- ① 公益重視の管理経営の一層の推進
- ② 民有林の経営に対する支援など森林・林業再生への貢献
- ③ 「**国民の森林**」としての森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の推進
- ④ 国有林野の林産物の安定供給

等に努めました。

本報告は、こうした取組の実施状況について、国民の皆様に理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。

*右肩に「※」を付している用語については、その解説を88~94ページに記載。

国有林野の管理経営に関する基本計画

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html



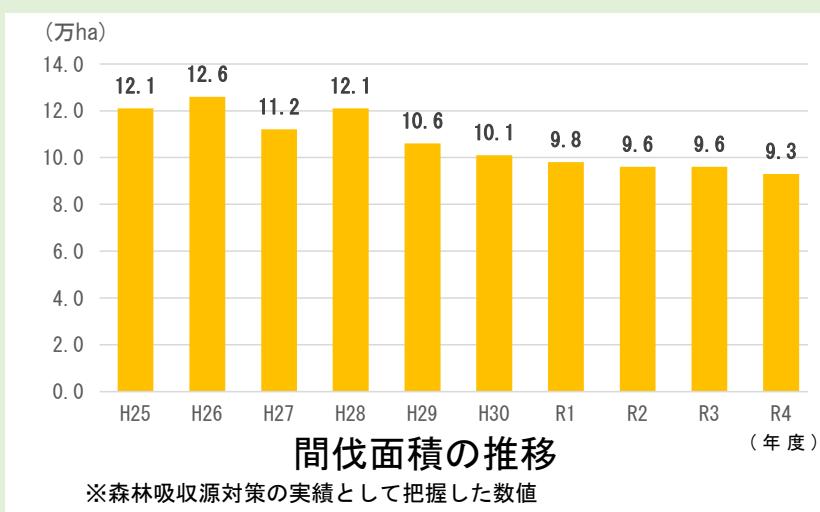
トピックス ~一般会計化後の10年を振り返る~

1. 公益的機能の発揮に向けた適切な施業の推進

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など、国民生活に大きな役割を果たしています。

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、重視すべき機能に応じた適切な施業※を推進しており、国土の保全等の公益的機能の発揮に向けて、間伐※の適切な実施や主伐後の確実な更新※を図るほか、育成複層林※への誘導を進めるなど、多様な森林を積極的に育成しています。

具体的には、間伐については、林齢やうっ閉の状況等を踏まえて適切に進めており、この10年間、年平均10万ha強を安定的に実施し、森林吸収源対策へも着実に貢献してきました。（全国森林計画に即して策定する国有林の地域別の森林計画の計画量と同程度の実績）



列状間伐

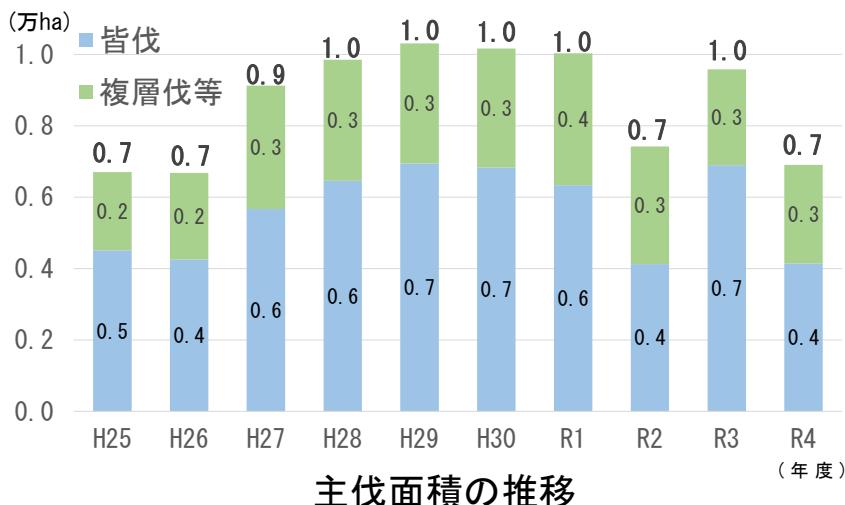
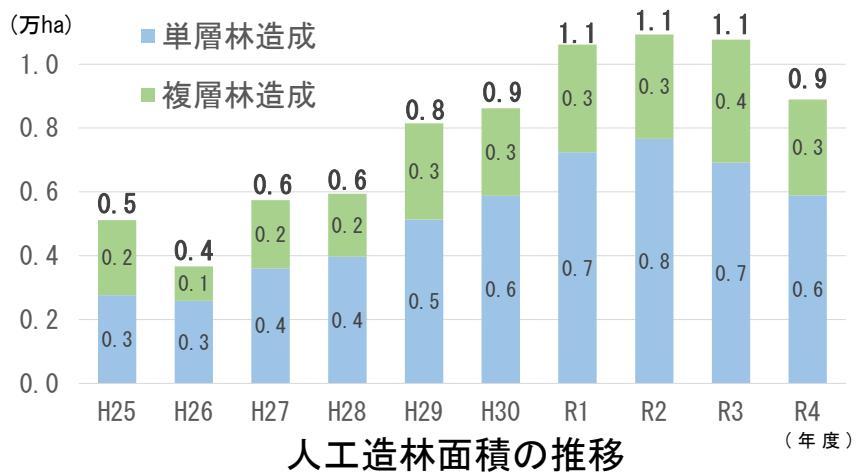
(万ha/年)	H25.4.1時点	H29.4.1時点	R4.4.1時点
間伐面積	11.0	10.4	10.3
人工造林面積	0.8	1.0	1.5

国有林の地域別の森林計画の計画量(年平均)

※全国の国有林の地域別の森林計画（158森林計画区）の平成25年、平成29年、令和4年の各4月1日時点の計画量（年平均）を合計した数値である。

また、主伐とその後の再造林については、森林資源の成熟を受け、持続的な木材供給や森林吸収量の確保に向けて次世代の資源造成を推進するとともに、多様な森林の整備に向けて育成複層林への誘導を先導的に進めていることから、増加傾向で推移しています。人工造林※面積は、この10年間で年間0.5万ha程度から1万ha程度まで増加しました。（地域の木材需給動向等を踏まえながら進めしており、国有林の地域別の森林計画の計画量に比べ低い水準で推移）

今後とも、公益重視の管理経営を推進するために必要な施業を計画的に実施していきます。



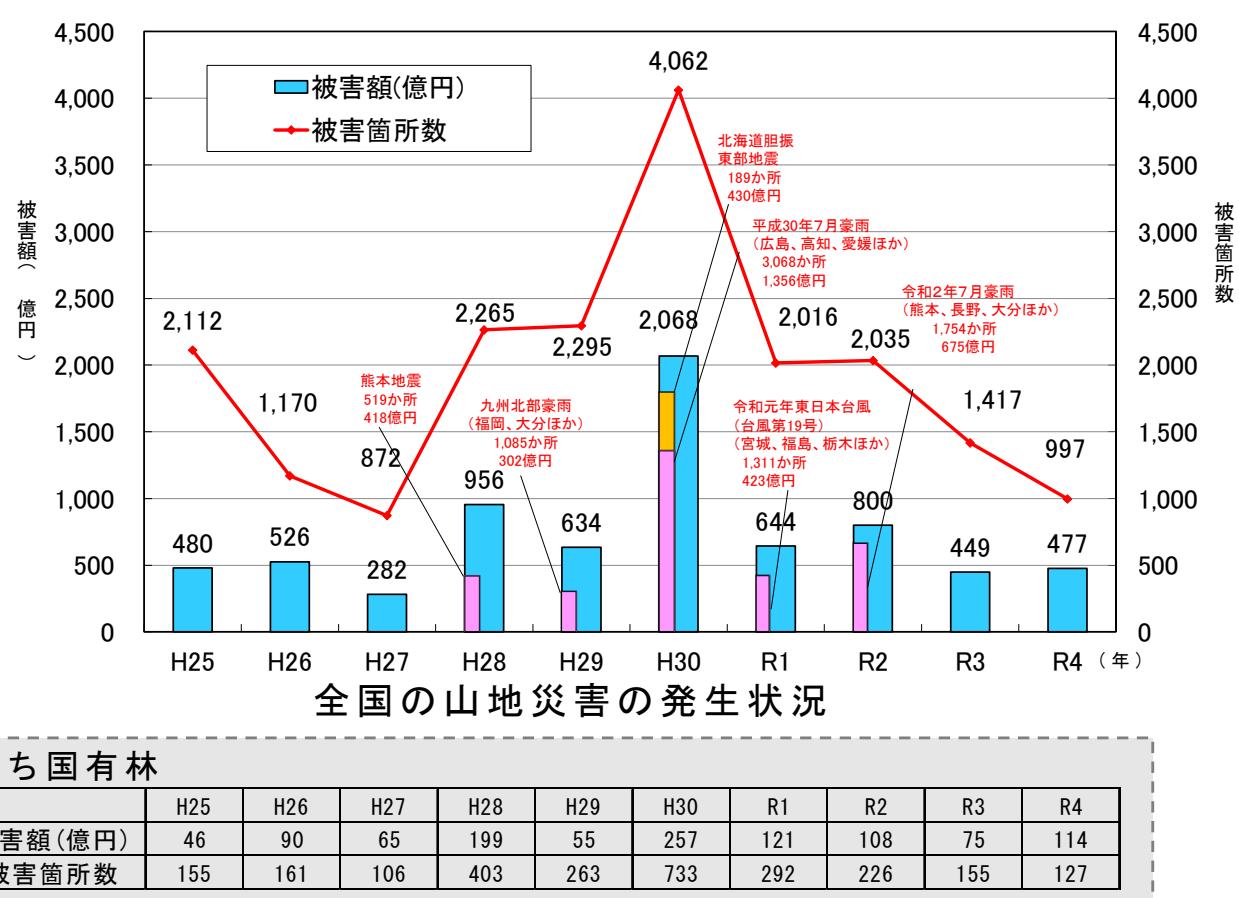
※主伐のうち、立木販売※（伐採猶予期間が通常3年）によるものについては、契約年度で計上しており、実際に伐採した年度とは異なる場合がある。

トピックス ~一般会計化後の10年を振り返る~

2. 治山事業の計画的な推進と迅速な災害対策

国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、関係機関との連携等に努めながら、治山事業による荒廃地の整備や災害復旧等を計画的に進めています。

この10年間、平成30年7月豪雨など国有林を含めて全国で山地災害が多発しました。こうしたことを踏まえ、平成30年度から「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、令和3年度から「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、緊急的に対策が必要な地区における治山施設の設置や流木対策等を集中的に実施し、国土強靭化に取り組んできました。



また、大規模山地災害が発生した際には、被害状況を速やかに調査するため、ヘリコプターやドローン※等を活用した被害調査や森林管理局の管轄を超えた技術者の被災地への派遣を積極的に行ってきました。被害情報については、地方公共団体に提供するとともに、大規模な山腹崩壊等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では「民有林直轄治山事業」を行うなど、民有林への支援も含めた迅速な災害対策等に取り組んでいます。

今後とも、国民の安全・安心を確保するため、治山事業を計画的に推進するとともに、迅速な災害対策を図っていきます。

発生年月	災害名	派遣延べ人数
平成28年 4月	平成28年熊本地震	約400人
平成29年 7月	九州北部豪雨等	約500人
平成30年 7月	平成30年7月豪雨	約920人
平成30年 9月	北海道胆振東部地震	約490人
令和元年 9月	令和元年房総半島台風（台風第15号）	約160人
令和元年 10月	令和元年東日本台風（台風第19号）	約640人
令和2年 7月	令和2年7月豪雨	約170人
令和3年 8月	台風第9号に係る温帯低気圧	約50人
令和4年7・8月	令和4年7・8月豪雨	約130人

職員の主な派遣実績



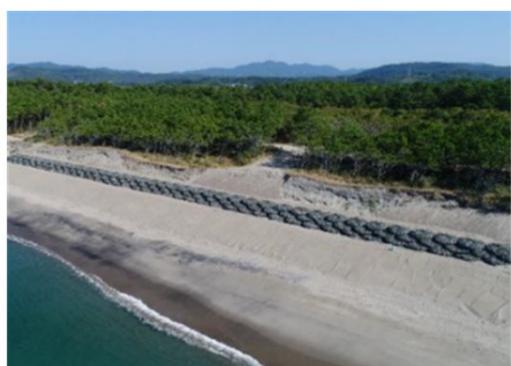
派遣職員による被害調査



山腹工



流木捕捉式治山ダム工



防潮工

(令和4年3月 高知県馬路村)

(令和4年3月 北海道伊達市)

(令和3年3月 鹿児島県いちき串木野市)

国土強靭化対策の施工事例

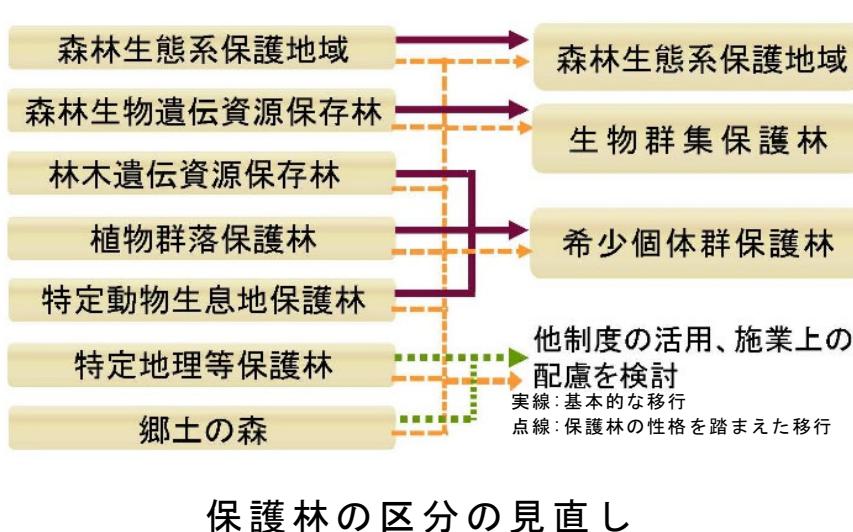
トピックス ~一般会計化後の10年を振り返る~

3. 優れた自然環境を有する森林の維持・保存

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、希少な野生生物が生育・生息しており、生物多様性の保全の観点から、保護林制度等を通じてこのような森林の適切な保護・管理に取り組んでいます。

平成27年度においては、大正4年に発足した保護林制度について、これまでの生物多様性の保全に対する知見の蓄積等を踏まえ、分かりやすく3区分に再編しました。また、地域の関係者や専門家等の意見を聴きつつ、新規設定や拡充を行い、この10年間で保護林の面積を4.6万ha増加させました。

なお、令和3年には、平成29年度に新たに設けた森林生態系保護地域を含む「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が、我が国で5箇所目となる世界自然遺産※に登録されました。



やんばる森林生態系保護地域
(平成29年12月設定)

昆明・モントリオール生物多様性枠組※において2030年までに陸と海の30%以上の区域を保全することが目標として掲げられましたが（30by30目標）、現状で20.5%となっている陸域の保護地域のうち約4割を保護林や緑の回廊をはじめとした国有林野が占めています。今後、環境省が行う国立・国定公園（保護地域）の新規指定・拡張等にも適切に対応していきます。

年度	箇所数	面積(万ha)	主な新規設定等
H25	853	96.8	宮島特定動物生息地保護林(広島県)
H26	855	96.8	地峯水生生物生息地保護林(奈良県)
H27			
H28			保護林制度の見直しによる再編
H29	666	97.7	やんばる森林生態系保護地域(沖縄県)
H30	667	97.8	猪八重照葉樹林生物群集保護林(宮崎県)
R1	661	97.8	
R2	661	97.8	
R3	661	98.1	新村照葉樹林生物群集保護林(宮崎県)
R4	658	101.4	狩場山・大平山周辺森林生態系保護地域(北海道)

※箇所数と面積は各年度末時点

保護林の設定状況



狩場山・大平山周辺森林生態系保護地域（令和5年3月設定）

区分	面積 (万ha)	陸域に 占める割合	保護地域に 占める割合
保護地域	775	20.5%	100%
うち国有林野	309	8%	40%
保護林	98	3%	13%
緑の回廊	58	2%	8%
その他	152	4%	20%

30 by 30目標における現状の保護地域

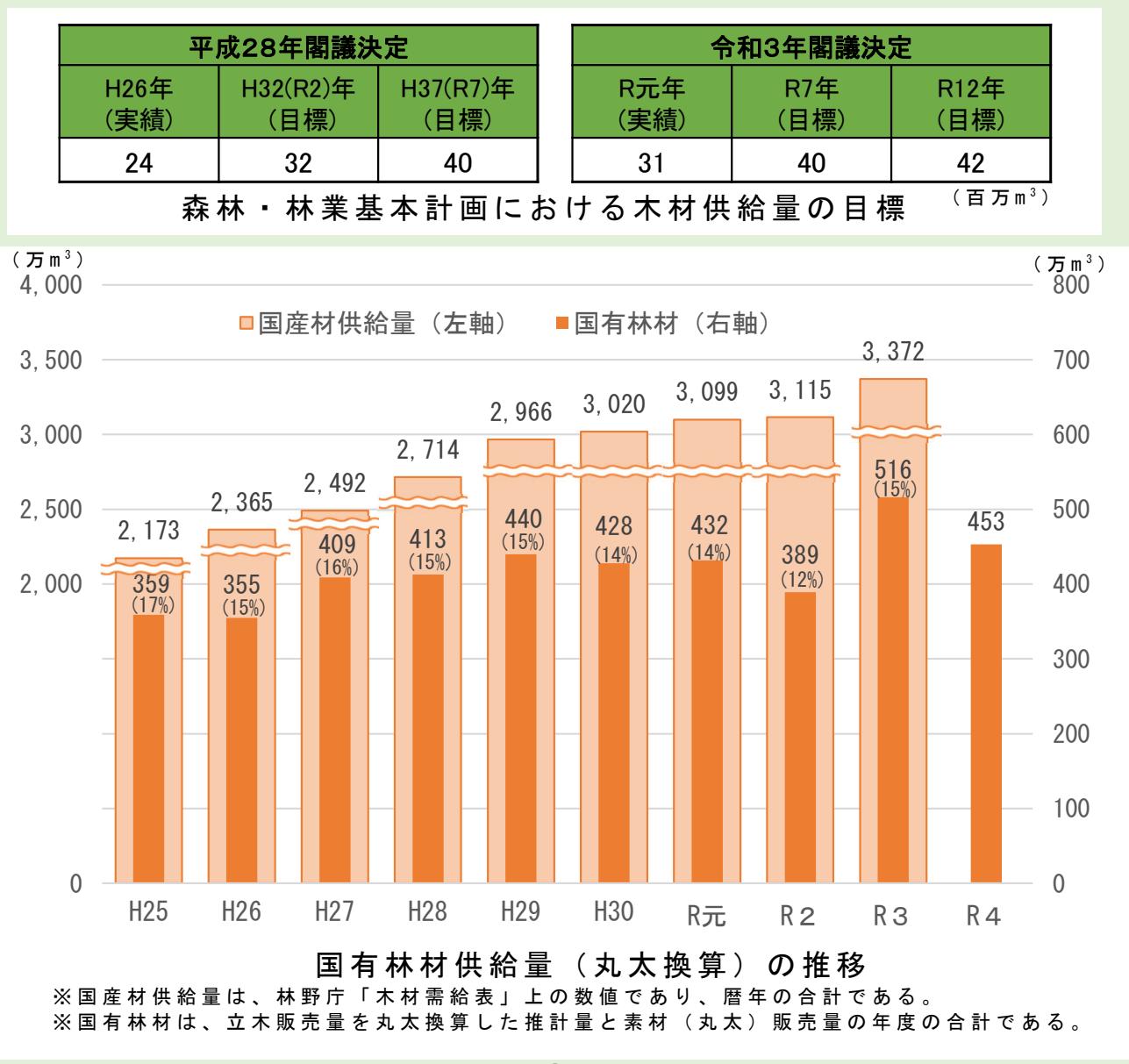
※生物多様性国家戦略※2023-2030（令和5年3月閣議決定）における数値

トピックス ~一般会計化後の10年を振り返る~

4. 国産材の安定供給体制の構築への貢献

国有林野事業では、地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めています。

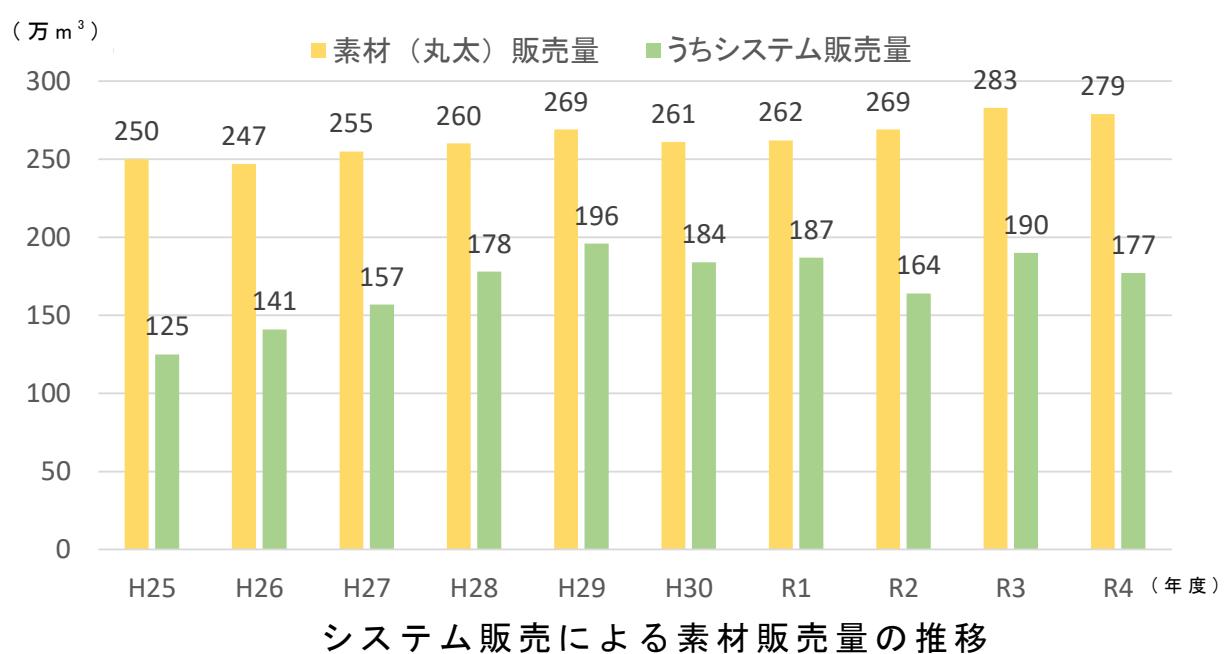
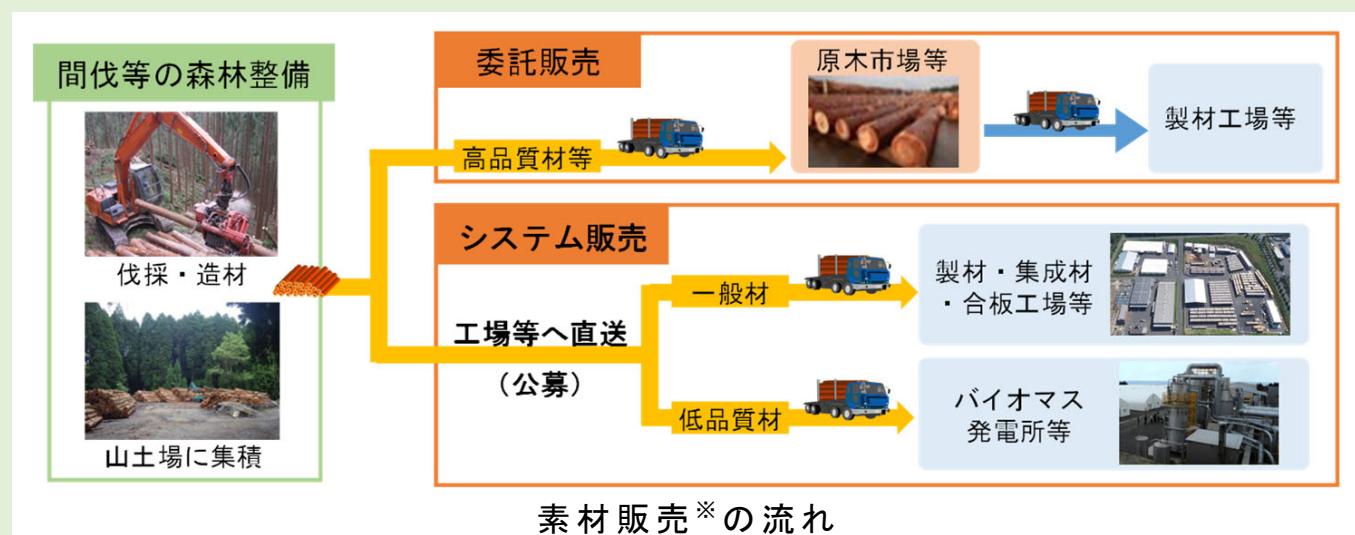
この10年間、国有林材の供給量は国産材供給量全体の15%前後を維持しながら増加傾向で推移し、森林・林業基本計画の目標に沿った国産材全体の供給量の拡大に貢献しました。（我が国の人造林面積に占める国有林の割合は約2割）



なお、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による丸太需要の減少や令和3年度の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）による国産丸太への重要な高まりに対応し国有林材の供給時期の調整等を行い、供給調整機能の発揮に努めました。

また、国有林材の供給に当たっては、森林管理局長が製材工場等の需要者と協定を締結して山元から直送する「システム販売※」を取り組んでおり、公募・選定時の評価等を通じて国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に貢献しています。

引き続き国有林材の持続的かつ計画的な供給を進め、国産材のシェア拡大による海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築に貢献していきます。



1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

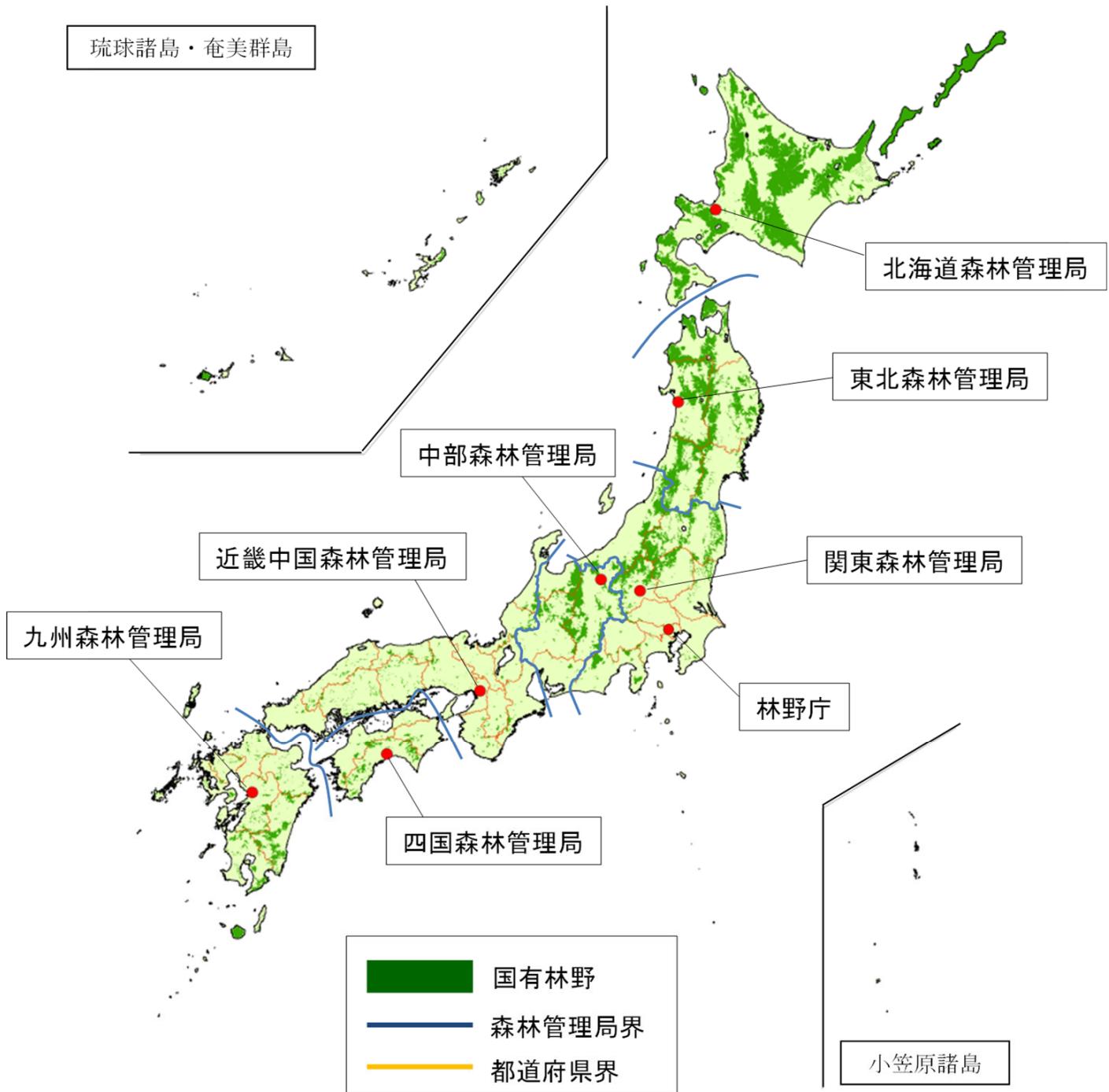
① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

林野庁では、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の5つのタイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方即して、いわゆる公益林として適切かつ効率的な森林施業等を実施しています。これにより、国土の保全や地球温暖化防止等への国民の多様な期待に応えつつ、「パリ協定※」や「SDGs（持続可能な開発目標）※」といった国際的な動向にも適切に対応しています。森林は、「SDGs」の様々な目標に関連していることから、国有林野の管理経営を通して、様々な目標を達成することで、持続可能な世界の実現に向けて貢献します。

あわせて、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を計画的に供給することにより発揮しています。

図一 1 国有林野の分布



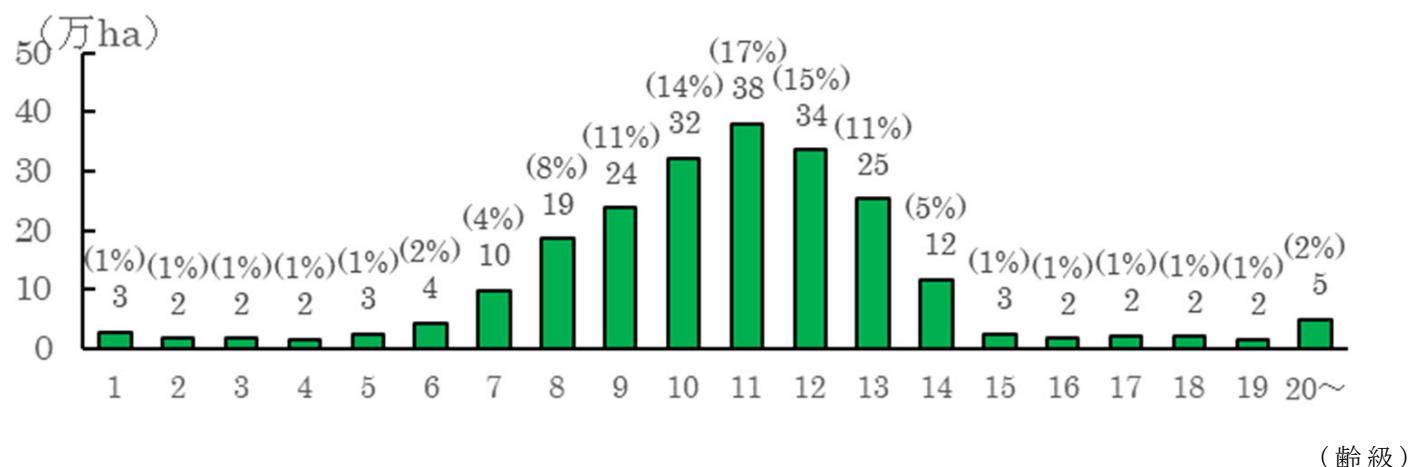
表－1 国有林野の森林資源の現況

(単位：面積万ha、蓄積百万m³、国有林率%)

森林管理局	合計				(参考) 国有林率	
		人工林	天然林	その他		
面積	北海道	307	65	221	20	54.8
	東北	165	55	101	8	44.1
	関東	118	34	74	11	29.0
	中部	65	18	38	9	27.3
	近畿中国	31	13	16	1	6.6
	四国	18	12	6	0	13.8
	九州	53	27	24	2	19.2
	合計	758	223	482	53	30.3
蓄積		1,240	512	728	1	23.3

- 注：1 面積及び蓄積は、国有林野管理経営規程第12条第1項に基づく計画対象森林の令和5年4月1日現在の数値である。
 2 国有林率は、平成29年3月31日現在の森林法第2条第1項に規定する森林に占める林野庁所管の森林法第2条第3項に規定する森林の割合である。
 3 計の不一致は、四捨五入による。

図－2 国有林野における人工林の齢級構成



- 注：1 国有林野管理経営規程第12条第1項に基づく計画対象森林の令和5年4月1日現在の数値である。
 2 齢級とは、森林の林齢を5年の幅でくくった単位。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を「1齢級」、6～10年生を「2齢級」と数える。

表－2 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積 758 万 ha)	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 153 万 ha (20%)	山地災害防止及び土壤保全機能の発揮を第一とすべき森林	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 172 万 ha (23%)	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林等、属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 43 万 ha (6 %)	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2 万 ha (0 %)	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 390 万 ha (51%)	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：1 面積は、国有林野管理経営規程第12条第1項に基づく計画対象森林の令和5年4月1日現在の数値である。

- 2 国有林野面積 758 万 ha には、機能類型区分外（約 5 千 ha）を含む。
- 3 木材等生産機能は、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を、安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮。

国有林における森林整備

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_ryna/seibi.html



事例 1 林地保全に配慮した森林施業の推進

(九州森林管理局 宮崎森林管理署都城支署)



- ・熊本県熊本市(くまもとし)
・講演会の様子

- ・宮崎県小林市(こばやしし)
奈佐木(なさき)国有林
・現地検討の様子

国有林野事業では、近年の気候変動の影響による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化していることを踏まえ、令和3年度末に作成した「国有林における林地保全に配慮した施業の手引き」*に基づき林地保全に配慮した森林施業を進めることとしています。

九州森林管理局では、令和4年11月に、林地保全に配慮した森林施業の考え方の定着に向けて、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所関西支所から講師を招いて講演会を開催し、監督業務を担う職員等に対して森林施業に伴う山地災害リスクの評価手法や対応方法について解説して頂くとともに、意見交換を実施しました。

また、宮崎森林管理署都城支署では、当該講演会の内容をより広く共有するため、令和5年1月に署の職員や林業事業体を対象に現地検討会を開催し、車両系による搬出が可能か、集材路を作設する場合に避けるべき危険地形はないか等について意見交換を行いました。

* 国有林野事業における災害リスクの軽減に資するよう、森林施業に伴う山地災害リスクの評価手法や対応の考え方等を掲載した手引き。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/attach/pdf/seibi-17.pdf



② 治山事業の実施

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、国有林野面積の91%に当たる686万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林※に指定されています。国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、自然環境保全への配慮やコスト縮減に努めながら、治山事業による荒廃地の整備や災害復旧、保安林の整備等を計画的に進めています。

具体的には、国有林野内で集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林治山事業」を行うとともに、民有林においても、大規模な山腹崩壊等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っています。

また、民有林と国有林の間での事業調整や情報共有を図り、事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、連携して荒廃地の復旧整備を行っているほか、近年の気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水※」に国土交通省はじめ関係省庁等と連携して取り組んでいます。

さらに、大規模山地災害が発生した際には、被害状況を速やかに調査するため、ヘリコプターやドローン等を活用した被害調査や専門的な知識・技術を有する職員からなる

MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）を派遣しており、その一環として、各森林管理局の技術者を「山地災害対策緊急展開チーム」として被災地へ派遣しています。令和4年度の7月及び8月の豪雨により東北地方や北陸地方で被害が発生した際には、延べ129人の技術者を派遣しました。加えて、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）との協定に基づく陸域観測技術衛星「だいち2号」（ALOS-2）による緊急観測データ等の活用、通信エリア圏外でも調査箇所の位置情報等を取得できるモバイルアプリケーション「山地災害調査アプリ」の活用等により、迅速な被害把握に取り組むとともに、これらの情報を地方公共団体にも共有するなど、民有林への支援も含めた迅速な災害対策等に取り組んでいます。

国有林における治山事業

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/tisan/tisan.html



表－3 保安林の現況

(単位：万ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	926	565 (61)
土砂流出防備	262	107 (41)
土砂崩壊防備	6	2 (31)
その他の保安林	109	47 (44)
合計 [延面積]	1,303	722 (55)
[実面積]	1,227	686 (56)

注：1 令和5年3月末現在の数値である。

2 国有林野の面積には、官行造林地を含まない。

3 () 書は、総面積に占める国有林野面積の割合(%)である。

4 「その他の保安林」は、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健及び風致である。

5 計の不一致は、四捨五入による。

事例 2 地域の安全・安心の確保に向けた災害復旧

(九州森林管理局)



- ・福岡県朝倉市(あさくらし) 柏木赤谷(はきあかだに) 地区
- ・(左) 山腹崩壊の様子(平成 29 年 7 月)
(右) 完成後の様子(令和 5 年 6 月)

九州森林管理局では、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨により山腹崩壊や治山施設被害が多数発生した福岡県朝倉市において、県や市と連携し、被災箇所の早期復旧に取り組んでいます。

これまで、同市の民有林において、発災直後から応急対策を実施とともに、平成 30 年度からは「朝倉地区民有林直轄治山事業（平成 30 年度～令和 9 年度）」に着手し復旧整備を進めてきました。この結果、令和 9 年度までに治山ダム 98 基・山腹工 12ha を施工する計画のうち、事業開始から 5 年目となる令和 4 年度末時点で、治山ダム 64 基・山腹工 9ha が完成しています。

引き続き、地域の安全と安心の確保のため、令和 9 年度内の事業完了に向けて、関係機関とも連携しつつ取り組んでいきます。

事例 3 森林土木工事における ICT 施工技術の活用

(四国森林管理局)



- ・高知県安芸郡(あきぐん)北川村(きたがわむら) 栢谷山(とちだにやま)国有林
- ・(左) ドローンによる起工測量の様子(令和4年9月)
(右) ICT バックホウによる掘削(令和4年9月)、
運転席に搭載されている端末(左下)

地形が陥しく足場の悪い現場での作業負担の軽減や安全性の向上等への対応のため、林野庁では、森林土木工事における ICT 施工技術の活用を推進しています。

四国森林管理局では、森林土木工事における ICT 施工技術の活用の推進に向け、令和 4 年度に安芸森林管理署管内の治山工事施工現場において、森林管理局・署等の職員を対象とした現地検討会を開催しました。

検討会では、ドローンによる空中写真測量技術を用いた起工測量や 3 次元設計データ作成等についての説明が行われた後、ICT バックホウ*による掘削作業の実演が行われ、従来の施工方法より少ない人員での作業や施工管理が可能となること、危険な箇所への立ち入りが不要となること等の ICT 施工技術を活用した工事の利点を確認しました。

* GPS 等を使用したリアルタイムの位置計測・表示システム（マシンガイダンス機能）により経験の少ないオペレータでも正確な掘削作業が可能となるバックホウ。

③ 路網※の整備

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、施業の計画や林地保全等にも十分配慮しながら、林道（林業専用道※を含む。以下同じ。）と森林作業道※を適切に組み合わせた路網の整備を行っており、基幹的な役割を果たす林道については、令和5年3月末で13,467路線、総延長46,192kmとなりました。

路網の整備に当たっては、排水機能の強化などにより、災害の激甚化等に対応するとともに、橋梁等の長寿命化を図るため、施設ごとに点検・診断や補修・更新等を計画的に進めています。また、地形に沿った路線線形とすることにより切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を抑えるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減等に努めています。

これらの路網整備の取組については、技術者を育成するための研修や民有林と連携した現地検討会の実施等、民有林への普及にも取り組んでいます。

また、国有林野と民有林野が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、国有林野と民有林野が一体となつた計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例 4 被災した民有林林道の早期復旧に向けた技術支援

(東北森林管理局)



- ・大崎(おおさき)市役所
- ・大崎市長を交えて調査前の打合せ

- ・宮城県大崎市
岩出山(いわでやま)地域
- ・現地調査の様子(令和4年7月)

令和4年7月15日から降り続いた記録的な大雨により、宮城県大崎市では、名蓋川^{なぶたかわ}の決壊をはじめ、市街地や田畠の冠水及び土砂崩れが多数発生しました。

同市内の民有林林道においては、多数の被害が確認されたことから、東北森林管理局は、同市からの要請を受け、被災した林道の早期復旧に向けて、職員3名を派遣しました。

派遣された職員は、特に被害の大きかった岩出山地域、松山地域及び鳴子温泉地域の林道（計11路線、14箇所）の被害状況調査を行い、被害額の算定、災害申請の可否の検討、復旧方針の策定等の技術支援を行いました。

調査結果については、早期の災害申請に向けて市担当職員に説明し、市長からは、「地域住民の安心・安全のため、早期復旧にご協力いただき感謝する」と謝意が示されました。

今後も、専門技術を有する職員の育成を図りつつ、民有林支援も含めた迅速な災害対応を図っていきます。

④ 地球温暖化対策の推進

我が国は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策計画※に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしています。

国有林野事業においても、間伐等の森林整備や積極的な木材利用、国民参加の森林づくりとともに、人工林資源の成熟に伴い主伐面積が増加する中で、将来にわたる二酸化炭素の森林吸収量を確保・強化するため、再造林に率先して取り組むこととしています。

具体的には、間伐等の森林整備や、保安林の適切な保全管理（16ページ参照）等を行っており、令和4年度には、我が国の森林全体で年平均45万haの間伐等の実施目標に対して、国有林野事業で約9.3万haの間伐を実施しました。

木材の有効利用については、森林整備の推進や炭素の貯蔵にも貢献することから、庁舎整備や治山事業等の森林土木工事における木材の利用等にも取り組んでいます。

また、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されることから、気候変動適応計画※等を踏まえ、健全な森林の整備、治山施設の整備（16ページ参照）、「保護林」や「緑の回廊」の適切な保護・管理（53、56ページ参照）等に取り組んでいます。

地球温暖化対策の推進

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/ondanka_taisaku.html



表－4 更新、保育、間伐事業の実施状況

区分		(参考) 令和2年度	(参考) 令和3年度	令和4年度
更新 (ha)	人工造林	10,930	10,771	8,893
	天然更新※	1,435	1,445	1,338
保育※ (ha)	下刈り※	44,827	46,078	47,005
	つる切※、 除伐※	9,046	7,915	7,735
間伐(万ha)		9.6	9.6	9.3

注：1 分収造林（45 ページ参照）における実績を含む。

2 間伐（万ha）は森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

表－5 森林土木工事における木材・木製品の使用状況

(単位：m³)

区分	(参考) 令和2年度	(参考) 令和3年度	令和4年度
林道事業	3,641	4,745	4,592
治山事業	28,005	22,820	17,967
計	31,646	27,565	22,559

参考：令和4年度に使用した木材・木製品には、約3.5千トンの炭素（約13.0千トン分の二酸化炭素：全てスギを使用したと仮定）が蓄えられています。

事例 5 特定苗木の活用による成長の旺盛な若い森林の造成 (北海道森林管理局)



- ・ 北海道上川郡(かみかわぐん)新得町(しんとくちょう)
屈足(くったり)国有林
- ・ (左) クリーンラーチ (植栽直後) (平成 30 年 10 月)
(右) クリーンラーチ (植栽 5 年後) (令和 4 年 6 月)

国有林野事業においては、地球温暖化対策計画に基づき、森林吸収量の確保・強化に向けて、成長の旺盛な若い森林の造成に取り組んでいます。

北海道森林管理局では、通常の苗木より成長が優れていて、炭素を固定する能力の高いクリーンラーチ（カラマツとグイマツをかけあわせて開発された特定苗木※）の植栽を進めており、令和 4 年度の北海道森林管理局におけるクリーンラーチの植栽実績は約 16 万本と、5 年前の 4 倍に増加しています。苗木の調達に当たっては、生産者と需給に関する協定を締結し、安定的な供給体制の構築を図っています。

十勝西部森林管理署東大雪支署のクリーンラーチを植栽した箇所では、植栽 5 年後となる令和 4 年度には植栽木の平均樹高が約 3 m に達しました。この植栽箇所では植栽前に笹等の植生の回復を遅らせる大型機械地拵えを実施したこともあり、通常の苗木では 5 回必要となる下刈りが全て不要となりました。

今後も地球温暖化防止に向けて、成長に優れた苗木を活用した再造林に率先して取り組んで行きます。

⑤ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性の保全に向け、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、生物多様性国家戦略や気候変動適応計画に基づき取組を推進していく必要があります。このため国有林野事業では、「保護林」や「緑の回廊」におけるモニタリング調査等を通じた適切な保護・管理を推進するとともに（53、56 ページ参照）、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいます。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林※化、複層林化、長伐期化※や里山等の積極的な整備等、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林を保護樹帯等として保全することに取り組んでいます。

また、地域やN P O※、ボランティアの方々等と連携し、希少種の保護や植生の復元、シカ被害対策等に取り組んでいます（51、58 ページ参照）。

さらに、生物多様性の保全や自然再生等に取り組む地域の方々等と連携して、国有林野の生物多様性について現地調査等を実施し、そのデータに基づいた植生復元活動等を実施しています。また、それぞれの地域や森林の特色を活用した生物多様性の保全にも効果的な森林管理をモデル的に行うため、地域の方々等と協働・連携して森林の整備・保全活動を行うモデルプロジェクトに取り組んでいます。

事例 6 荒廃した植生の回復に向けた取組

(近畿中国森林管理局 三重森林管理署)



- ・三重県多気郡(たきぐん)大台町(おおだいちょう) 大杉谷（おおすぎだに）国有林
- ・（左）大台ヶ原のミヤコザサと立ち枯れしたトウヒ（平成 20 年 7 月）
（右）植生保護柵内で成長したトウヒ（令和 4 年 10 月）

三重森林管理署の大杉谷国有林は、標高差が 1,400m 近くあり暖温帯から亜高山帯まで多様な森林が連続してみられる学術的に貴重な地域で、森林生態系保護地域に設定していますが、昭和 30 年代の台風による大規模な風倒被害やニホンジカの個体数増加により森林が衰退し、未立木地が拡大しました。

このため、平成 20 年度から 5 年間にわたり被害状況の調査を行い、平成 24 年度に対策指針を策定し、植生保護柵等の設置、大杉谷国有林で採取した種から育てた苗木の植栽、シカの捕獲等に取り組んできました。

令和 4 年度は、環境省近畿地方環境事務所と連携して約 30 名のボランティアの方々と 60 本のトウヒ等の幹に保護ネットを巻いたほか、約 0.5ha の未立木地への苗木の植栽や、85 頭のニホンジカの捕獲を行いました。

これまでの取組により、植生保護柵等を設置した箇所でトウヒやヒノキ等の生育が確認されています。

引き続き、関係機関と連携し、荒廃した植生の回復に向けて取り組んでいきます。

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

国有林野の管理経営に当たっては、我が国の森林・林業の再生に貢献するため、民有林関係者等と川上から川下まで的一体的な連携を図りつつ、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組んでいます。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

国有林野事業では、まとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理経営や林産物の安定供給等を行っている特性を活かし、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を行っています。その成果については、事業での実用化を図りつつ、現地検討会等を通じて、民有林への普及・定着に取り組んでいます。

特に、特定苗木、早生樹※等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術や、衛星画像、ドローン等のほかＩＣＴ（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証に取り組むとともに、下刈り回数の削減や実施時期の見直し、効果的な獣害防除、複層林への誘導等の普及に取り組んでいます。これらの実施に当たり、大学や試験研究機関と協定を締結するなど、技術開発に関する共同試験の実施及び研究成果の共有、フィールドの提供等を行っています。

また、自ら事業を発注し、全国で多数の事業実績を分析できる特性を活かしつつ、より実践的な取組として、コンテナ苗※等を活用し伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム※」を実施するとともに、工程管理の導入・改善等の生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る「生産性向上プログラム」等を推進しています。

技術の開発・普及

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/gijutu/torikumi.html>



表－6 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

区分	(参考) 令和2年度	(参考) 令和3年度	令和4年度
実施回数	201回	179回	241回
延べ参加人数	6,257名	5,437名	7,458名
うち民有林関係者	3,024名	2,339名	3,393名

注：1 各年度に、森林管理局・署が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。

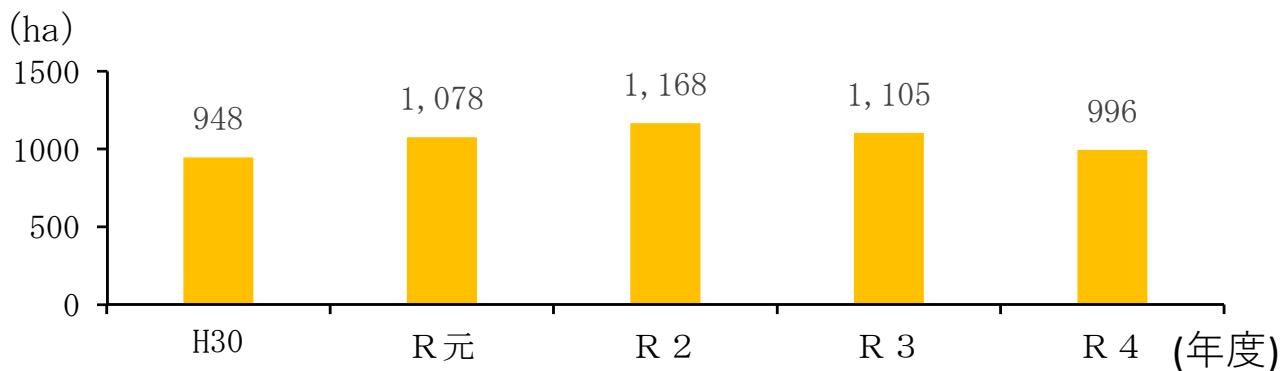
2 民有林関係者とは、森林管理局・署職員以外で、地方公共団体や林業事業体の職員等。

表－7 大学及び試験研究機関との協定数

	大学	試験研究機関	計
森林管理局	18(7局)	7(4局)	25
森林管理署	7(3局6署)	9(3局8署)	16
計	25	16	41

注：令和5年3月末現在の数値である。

図－3 国有林野における一貫作業システムの実施面積



事例7 下刈り作業の省力化に向けた取組

(北海道森林管理局)



- ・北海道枝幸郡(えさしぐん)枝幸町(えさしちょう)音標(おとしべ)国有林
- ・現地検討会での乗車型草刈機による下刈りの様子(令和4年8月)

北海道森林管理局では、林業労働力の確保が課題となっている中、労働強度を軽減するために、下刈りの機械化の取り組みを進めています。

これまでに、局管内の15署において、乗車型草刈機、リモコン式機械等を活用した下刈りを実施し、刈払い機による下刈りに比べて体力的な負担が小さいことや、キックバックのおそれがなく、安全性が高いこと、また遠隔操作により蜂刺されの防止にもなることなどの効果を確認しました。令和4年度は、7箇所で現地検討会を開催し、これらの効果を市町村等に紹介しました。

なお、機械の使用により、多少の刈残しが発生するものの、トドマツの成長には支障のないことがわかった一方、カラマツについては継続的に検証を行うこととしています。

北海道森林管理局では、下刈り作業の省力化に向けて、引き続きこれらの機械の活用を進め、下刈りの機械化を踏まえた作業体系の確立に取り組むこととしています。

② 林業事業体の育成

ア 総合評価落札方式や複数年契約等の活用

林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、国有林野事業の発注においては、総合評価落札方式や複数年契約（2か年又は3か年）、事業成績評定制度の活用等を通じた生産性向上や労働安全対策に配慮した事業実行の指導に取り組んでいます。間伐等の事業の複数年契約による実施は、新たな機械の導入、新規雇用、技術者の育成等林業事業体の育成に貢献しています。

また、林業事業体の経営の安定化に資するよう、市町村単位で今後5年間の国有林野事業における伐採計画量を公表するとともに、森林整備や素材（丸太）生産における発注見通しの情報を森林管理署等毎に公表するなど、効果的な情報発信の取組を進めています。

あわせて、森林経営管理制度※の定着に向け、林業経営者の育成に資するよう事業の発注に際し、こうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するとともに、国有林野の多様な立地を活かし、事業の実施、現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じて林業経営者の育成に取り組んでいます。

表－8 複数年契約による間伐等事業の状況

	契約件数	期間	契約面積 (ha)	集材材積 (千m ³)	植栽面積 (ha)
平成30年度	24	2か年又は3か年	3,731	189	61
令和元年度	24		3,440	195	218
令和2年度	24		3,096	187	3
令和3年度	19		1,858	142	49
令和4年度	26		3,736	255	53

イ 樹木採取権制度の活用

国有林野の一定区域において一定期間、安定的に事業量を確保することにより林業経営者の育成を図るため、樹木採取権制度※の活用に取り組んでいます。令和4年度までに、基本となる規模（区域面積 200～300ha 程度（皆伐相当）、権利存続期間 10 年程度）の樹木採取区を全国 10 か所（注）で指定し、そのうち 8 か所について樹木採取権を設定しました。

樹木採取権を設定した箇所では、伐採等の事業が順次開始されており、皆伐については、1 伐採箇所の面積が 5 ha を超えないようにするとともに、保護樹帯を設定するなど国有林の伐採ルールに則り事業が行われています。また、伐採後は、国が樹木採取権者と造林請負契約を締結し、確実に再造林を実施しています。

令和4年12月には、「今後の樹木採取権設定に関する方針」を策定し、今後はこの方針に基づいて、新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）を実施し、製材工場の新・増設等により木材需要が増加する確実性が高い地域において樹木採取区を指定することとしています。

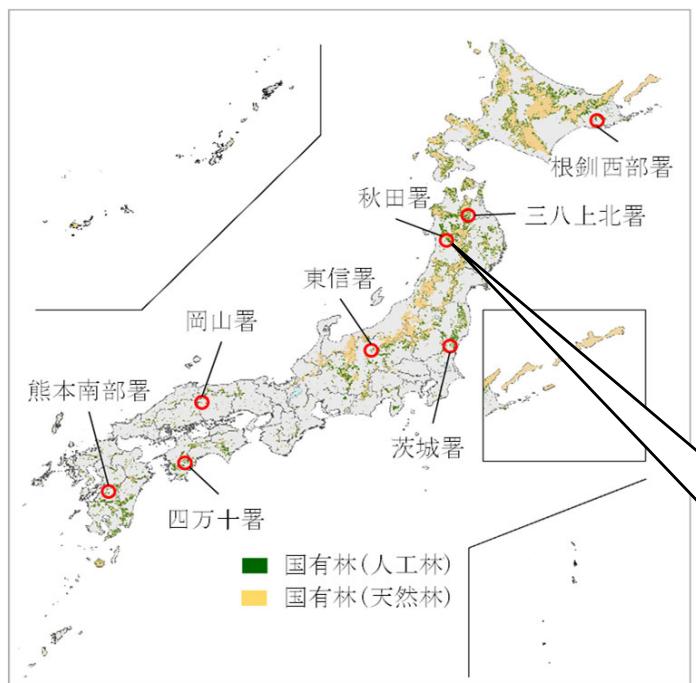
（注）2 か所は、申請がなかったため、所定の手続きを経て指定を解除しました（令和5年4月）。



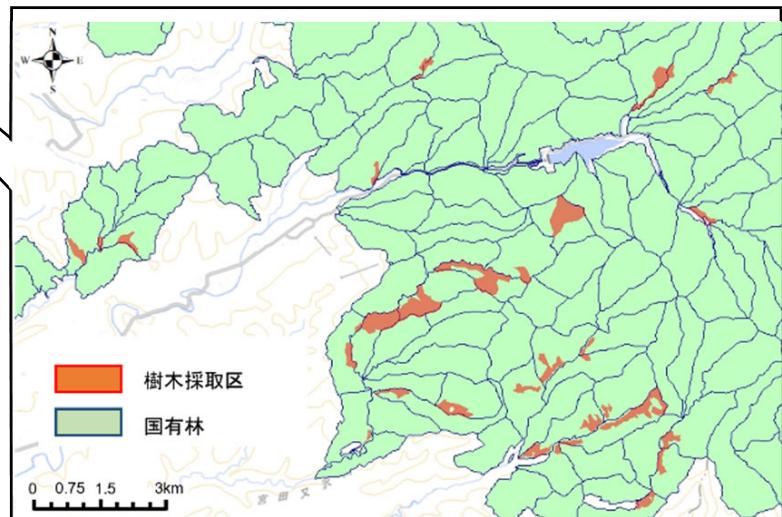
樹木採取権制度について

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyuumokusaisyukens.html

図－4 樹木採取権の設定箇所



東北森林管理局秋田森林管理署の例



※一団の国有林野の区域において、伐期を迎えた人工林を選定

表－9 樹木採取権の設定状況及び事業の実施状況

区分	権利の設定状況		事業の実施状況		
	権利設定件数(件)	区域面積(ha)	採取箇所面積(ha)	素材生産量(m³)	再造林面積(ha)
令和3年度	6	1,473	-	-	-
令和4年度	2	466	30	10,439	12
累計	8	1,940	30	10,439	12

注：1 計の不一致は四捨五入によるもの

2 区域面積は皆伐相当

3 採取箇所面積と再造林面積が異なるのは、採取と再造林の実施年度が異なる場合があるため。

事例 8 樹木採取権による伐採・再造林の実施

(近畿中国森林管理局 岡山森林管理署)



- ・岡山県新見(にいみ)市 用郷山(ようごうやま)国有林
- ・(左) 樹木採取区での伐採の様子
(令和4年6月)
- (右上) 移動式チッパーにより林地残材を処理している様子(令和5年6月)
- (右下) コンテナ苗による再造林の様子
(令和5年3月)、新たに購入した「苗木運搬用ドローン」



岡山森林管理署管内に指定した「近畿中国1新見樹木採取区（区域面積：251ha）」では、令和4年6月から樹木採取権者である株式会社戸川木材が事業を開始しました。

ヒノキの生産を中心の同地域では、令和4年度に入ってから、特にヒノキの原木価格が大きく下落するなど素材生産を巡る状況が厳しい中でしたが、樹木採取権者である同社は、例年並みの約42,600m³の素材を生産した中において、樹木採取区での生産は約4,300m³と約1割を占め生産量の維持に寄与しました。

同社からは、樹木採取権により計画的に素材の生産が可能となるとともに、樹木採取権の申請時に川中・川下の事業者と締結した協定により販売見通しも立てやすくなったとの声が聞かれています。

また、同社はこれまで植栽の継続的な実績はありませんでしたが、伐採後の跡地では、林地残材の処理に移動式チッパーを活用して地拵えを効率的に行うとともに、新たに苗木運搬用のドローンを導入するなど、樹木採取権の設定を機に本格的に造林に取り組むこととしており、令和4年度中に約6haを植栽しました。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進
民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、間伐等の森林施業を連携して行うことを目的とした「森林共同施業団地」の設定を推進しています。

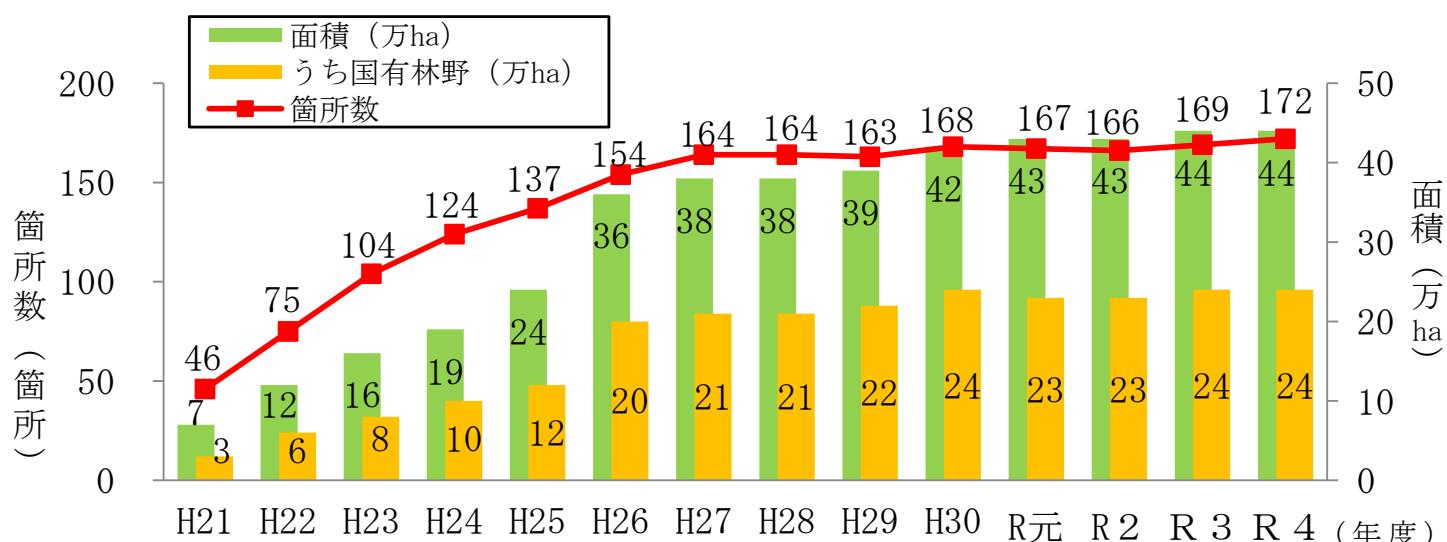
令和5年3月末現在、全国で172か所に団地を設定しており、国有林野と民有林野を連結した路網の整備、計画的な間伐、現地検討会の開催等を通じた民有林への技術普及に取り組むとともに、国産材の安定供給体制の構築に資するよう、路網や土場の共同利用、民有林材との協調出荷等を進め、地域における施業集約化の取組を支援しています。



民有林への貢献

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rynya/kokumin_mori/ryuiki/index.html

図－5 森林共同施業団地の現況



- 注：1 各年度末現在の数値であり、事業が終了したものは含まない。
 2 令和3年度に2か所で森林共同施業団地を統合・分割し、令和4年度に新たに2か所で森林共同施業団地を設定（0.4万ha うち国有林野 0.2万ha）して事業を開始。

事例 9 民有林と連携した施業の推進

(東北森林管理局 三八上北森林管理署)



- ・青森県三戸郡(さんのへぐん)新郷村(しんごうむら)役場
- ・(左) 協定締結式の様子 (右) 路網整備計画の検討の様子

三
る地域の効率的な森林整備に向けて、令和4年度に、新郷村、地域の林業・木材産業関係者と森林整備推進に係る五者協定を締結し、総面積3,328haの森林共同施業団地を設定しました。

当該団地内では森林整備に必要な路網が十分整備されていないことから、民有林と国有林が連携して路網の整備や共同土場（ストックヤード）を設置することにより、計画的、効率的な森林整備に取り組むこととしています。

今後、森林整備推進協定に基づく運営会議を定期的に開催し、関係機関が連携して国産材の安定供給体制の構築に資するよう取り組んでいきます。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）※等による技術支援

国有林野事業では、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者と会議等を通じて交流を推進するほか、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等が連携して「技術的援助等チーム」を設置するなど、地域の実情に応じた体制を整備し、「市町村森林整備計画※」の策定とその達成に向けた支援を行っています。あわせて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、都道府県と連携して公的管理を行う森林を取り扱う技術の普及等に取り組んでいます。また、事業発注やフィールドの提供を通じた研修実施等により民有林の人材育成支援に取り組むとともに、森林・林業関係の教育機関や林業従事者等の育成機関において、技術指導を行っています。

事例 10 国有林野のフィールドを活用した地域の林業従事者の育成支援（九州森林管理局 長崎森林管理署）



- ・長崎県東彼杵郡(ひがしそのぎぐん)東彼杵町(ひがしそのぎちょう) 遠目(とおめ)
国有林
- ・（左）下刈り作業の実習の様子 （右）伐倒作業の実習の様子

長崎森林管理署では、長崎県森林組合連合会が「緑の雇用」事業として実施している「フォレストワーカー研修」について支援を行っています。この研修は、安全かつ効率的な森林施業に必要な知識・技能の習得を目的としたもので、同署は国有林野をフィールドとして提供するとともに、技術指導を行っています。

令和4年度は、7月から12月にかけて、地拵、植付、下刈り、除伐、間伐について講義や現場での実習を行いました。間伐については、その目的や選木の方法、伐倒方法、かかり木の処理手順等について指導を行い、基本に忠実に作業することで労働災害発生のリスクをなくすことの大切さを指導しました。

今後とも、フィールドの提供等により、地域の林業従事者の育成支援に取り組んでいきます。

(3) 国民の森林としての管理経営

① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信
森林管理局等では、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するため、国有林野事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関するサービスを提供しています。また、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画※」の策定等に当たり、計画案についてパブリックコメント制度を活用するとともに、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を集めるなど、対話型の取組を進めています。

さらに、「国有林モニター※」制度により、地域の方々に現地説明会や広報誌等の情報提供を通じて国有林野事業を知っていただくほか、アンケート等を通じて、管理経営に対する様々な意見を直接伺うよう努めています。

このほか、ホームページの内容の充実や動画配信等の新たな手法の活用等に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、多様な方法により国民への情報発信や意見聴取に積極的に取り組んでいます。

国有林モニター

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kokuyurin_monita.html



② 森林環境教育の推進

森林管理局・署等では、森林環境教育の実践の場として国有林野が利用されるよう、学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村等の立地や地域の要請に応じたプログラムの整備やフィールドの提供等に積極的に取り組んでいます。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供し、様々な自然体験を進める「遊々の森」を設定しています。令和5年3月末現在、146か所で協定を締結しており、森林教室や体験林業等の様々な活動が行われています。また、プログラムの提供や技術指導を通じて、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動を支援しています。

このほか、国民が森林や林業、国有林野事業への理解を深められるよう、様々な主体と連携して、植樹祭や育樹祭、森林教室等を開催しています。

森林への招待状



https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/index.html

表－10 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況

(令和4年度)

連携機関	回数(回)	参加人数(人)	主な取組内容
保育園 幼稚園	74	2,068	親子を対象とした森林教室、木工教室、自然観察会等を実施
小学校	366	24,402	森林教室、木工教室、自然観察会、植樹等を実施
中学校	112	8,525	森林教室、下刈り・間伐等の体験林業、森林調査の体験等を実施
高校 大学	129	3,718	下刈り・間伐等の体験林業、森林管理署等における就業体験等を実施
その他	1,086	26,483	地域の自治体やNPO等と連携して開催した各種イベントの一環として森林教室等を実施
計	1,767	65,196	

事例 11 教職員と児童を対象とした森林教室

(中部森林管理局 木曽森林管理署)



- ・長野県木曽郡（きそぐん）王滝村（おうたきむら）御岳（おんたけ）国有林
- ・（左）御嶽山の噴煙が見える濁川（にごりかわ）での教職員研修（令和4年8月）
（右）模型を使用した実験に見る児童（令和4年9月）

木曽森林管理署では、王滝村教育委員会からの依頼により、令和4年度に同村の教職員を対象として、昭和59年に発生した長野県西部地震による被災箇所等の治山事業による復旧状況の見学等の研修を行いました。

参加者からは「災害復旧のために多くの方が苦労して治山事業を実施するとともに、ボランティアによる植栽も行われたことで、森林が回復したこと」等の感想がありました。

その後、参加した教職員から、児童たちにも被災地の復旧状況や災害の規模を体感させたいとの要望があったことから、児童を対象とした森林教室を実施しました。教室では、現地の見学とあわせて、裸地と森林から流れ出る水の量や色を比較する模型実験を行いました。児童からは「森林ではない方からは茶色い水が一気に流れてしまうのに、森林からはきれいな水が徐々に流れ出てくるのに驚いた」等の感想があり、治山事業について理解を深めてもらうことができました。

③ 森林の整備・保全等への国民参加

国民に開かれた国有林野の管理経営を推進するため、自ら森林づくりに参加したいという国民の要請も踏まえ、フィールドの提供を行うほか、分収林制度※を活用し、NPO、企業、地元関係者等の多様な主体と連携して森林整備活動や自然再生活動等に取り組みました。

ア NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援

森林管理署等とボランティア団体等が協定を結び、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」や「木の文化を支える森」等を設定しています。

植樹や下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる「ふれあいの森」は、令和4年度末現在、122か所で協定を締結し、令和4年度は延べ約1万5千人が森林づくり活動に参加しました。

また、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸など次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定し（令和5年3月末現在24か所）、地域の関係者等が参加する森林づくり活動を進めています。

森林管理署等では、継続的に森林づくり活動に参加していただくため、活動フィールドの提供を始め、技術指導や助言、講師の派遣等の支援を行っています。

さらに、希少種の保護や植生の復元等、生物多様性の保全や自然再生についても、NPO等と連携して取り組んでいます。

表－11 国民参加の森林づくりの協定締結状況（令和4年度）

種類	箇所数	面積(ha)	活動の内容
ふれあいの森	122	3,974	ボランティア団体等による自主的な森林整備を目的とした森林づくり活動。
社会貢献の森	155	2,919	企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした森林づくり活動。
木の文化を支える森	24	1,626	歴史的な木造建造物や伝統工芸など木の文化の継承に貢献することを目的とした森林整備・保全活動。
遊々の森	146	6,099	森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、林業体験などの活動。
多様な活動の森	84	4,069	森林の保全を目的とした美化活動、森林パトロールなどの活動。
モデルプロジェクトの森	14	682	地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理を目的として、地域で合意形成を図りながら森林管理署と協働・連携して行う森林整備、保全活動。

注：令和5年3月末現在の数値である。



協定締結による国民参加の森林づくり

https://www.ryna.maff.go.jp/j/kokuyu_ryna/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html

事例 12 「社会貢献の森」における植樹活動

(九州森林管理局 鹿児島森林管理署)



- ・鹿児島県霧島市(きりしまし)
- ・社会貢献の森「かごしま持続可能な次世代の杜（もり）」協定調印式の様子
(令和4年8月)

- ・鹿児島県霧島市
霧島山(きりしまやま)国有林
- ・植樹祭の植付の様子(令和4年11月)

鹿児島森林管理署は、令和4年8月、様々な業種の企業等で構成される「かごしま持続可能な次世代の杜協議会」と社会貢献の森「かごしま持続可能な次世代の杜」協定を締結しました。同協議会は、霧島山に広葉樹等を植栽することにより多様性のある豊かな森林の整備と保全を行うこととしています。令和4年11月には、協定箇所において、同署、鹿児島県、同協議会等による植樹祭が開催され、緑の少年団や森林ボランティア団体など270名が参加し、ヤマザクラ、イロハモミジ、ヤマボウシなど11種類の苗木2,000本が植えられました。

今後、同協議会は下刈り等の保育作業や歩道整備等を実施することとしており、同署では技術指導や助言等を行っていきます。

イ 分収林制度による森林づくり

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合う（分収する）ことを前提に、契約者が木を植えて育てる「分収造林」や、契約者に生育途上の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担していただき国が木を育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めています。

これらの分収林制度を利用して、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定も行われています。

また、「分収育林」の契約者である「緑のオーナー」に対しては、森林とふれあう機会の提供等に努めるとともに、契約者の多様な意向に応えるため、契約の延長を可能としています。

なお、「分収育林」の契約満期に伴う販売実績については、令和4年度までに2,796か所で売却し、一口（50万円）当たり、平均で約33万円の分収額になっています。

表－12 分収林の現況面積

（単位：ha）

区分	(参考)令和2年度	(参考)令和3年度	令和4年度
分収造林	99,691	96,280	93,239
うち 法人の森林	1,013 (296か所)	1,013 (296か所)	1,023 (298か所)
分収育林	11,114	10,081	9,439
うち 法人の森林	1,321 (175か所)	1,317 (168か所)	1,295 (165か所)

注：各年度期末現在の数値である。

事例 13 分収造林制度の活用による林業事業体の育成

(近畿中国森林管理局 岡山森林管理署)



- ・岡山県真庭郡(まにわぐん)新庄村(しんじょうそん) 茅見(かやみ)国有林
- ・造林作業の様子(令和3年11月)

- ・岡山県高梁市(たかはしし) 佐与谷山(さよだにやま)国有林
- ・造林後の山林の様子(令和4年8月)

国有林野事業では、分収造林制度を活用して林業事業体の育成に取り組んでいます。

岡山森林管理署では、林業事業体である「江与味製材株式会社」と、令和4年度までに9カ所で43haの分収造林契約を締結しています。同社は、民有林においても分収造林契約を締結しており、自社有林の施業に加えてこれらの分収造林契約地での植付・保育作業を行うことにより森林経営の規模を拡大させるとともに、社員育成のためのフィールドとして活用しています。

国有林の分収造林契約地の中には、同社が購入した立木を伐採した跡地もあり、再造林しやすい伐採、効率的な再造林に取り組むことで、社員の技術向上に繋がっています。

こうした取組により、指導役を担える社員が育つほどに技術の向上が図られていることから、今後は積極的に新規雇用を行い、民有林における分収造林契約を含め、さらに経営規模を拡大していくこととしています。

森林への招待状

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/#moridukuri



2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

① 森林の巡視及び境界の保全

国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、地方公共団体、警察、ボランティア団体、N P O 等地域の様々な関係者と協力・連携しながら国有林野の巡視や清掃活動等を行っています。特に、7月を「『国民の森林』クリーン月間」に設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、登山利用など来訪者の集中により、樹木の損傷やゴミの増加による植生の荒廃等が懸念される国有林野において、「グリーン・サポート・スタッフ※」（G S S：森林保護員。全国で120人）が巡視活動を行っています。入林マナーの啓発活動、植生保護のための柵の整備等を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行ってています。

事例 14 グリーン・サポート・スタッフによる植生保護に向けた取組（東北森林管理局 仙台森林管理署）



- ・宮城県柴田郡（しばたぐん）川崎町（かわさきまち）
上原山（かみのはらやま）国有林
- ・（左）コマクサ（令和4年7月）
（右）植生を保護するロープの補修をしている様子（令和4年6月）

仙台森林管理署では、入山者による植生の荒廃などが懸念される蔵王国定公園内の国有林野において、グリーン・サポート・スタッフによる巡視等を行っています。

蔵王国定公園にはコマクサ等の貴重な高山植物が生育していることから、植生の荒廃を防止するため、植生を保護するロープの設置や入山者への啓発用チラシの配布等を行っています。

令和4年度は、6月から8月にかけて、3名のグリーン・サポート・スタッフが巡視等を行うとともに、巡視により確認した3箇所の植生荒廃地において、ロープを設置し、植生の保護を図りました。

② 森林病虫害の防除

松くい虫の被害は、国有林野における病虫害の大半を占めていますが、昭和 54 年度の 149 千 m^3 をピークに減少傾向にあり、令和 4 年度の被害量は、22 千 m^3 （対前年度比 92%）となりました。

また、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によりミズナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」の被害が、東北地方を中心発生しており、令和 4 年度の国有林野における被害量は、19 千 m^3 （対前年度比 87%）となりました。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林等を保護するため、地方公共団体や地域住民と連携しつつ、薬剤散布、樹幹注入による予防対策や、被害木を伐倒してくん蒸等を行う駆除対策を併せて実施しています。

病虫害・鳥獣害対策

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/shinrinhigai.html



表－13 松くい虫被害の状況と対策

区分		(参考) 令和 2 年度	(参考) 令和 3 年度	令和 4 年度
松くい虫被害量	(千 m^3)	30	24	22
防除	予防	特別防除 (ha)	2,455	3,050
		地上散布 (ha)	1,685	1,453
	駆除	伐倒駆除 (千 m^3)	15	15
		特別伐倒駆除 (千 m^3)	6	11

- 注：1 特別防除とは、空からヘリコプターを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
2 地上散布とは、地上から動力噴霧機等を利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
3 伐倒駆除とは、被害木を伐り倒し、薬剤散布又はくん蒸処理等をして、カミキリの幼虫を駆除すること。
4 特別伐倒駆除とは、被害木を伐り倒して、破碎又は焼却し、カミキリの幼虫を駆除すること。
5 予防対策と駆除対策を合わせて防除という。

事例 15 地域と連携した松林保全活動

(近畿中国森林管理局 福井森林管理署)



- ・福井県敦賀市（つるがし）松原（まつばら）国有林
- ・（左）気比（けひ）の松原（平成 25 年 2 月）
（右）生徒による松葉かき（令和 4 年 5 月）

福井県敦賀市にある日本三大松原の一つである気比の松原は、福井森林管理署管内の国有林野であり、市街地を潮害から守る機能と、その優れた景観による保健休養機能をあわせ持つことから、潮害防備保安林及び保健保安林に指定されているとともに、名勝、若狭湾国定公園、レクリエーションの森等として、多くの人々に親しまれています。

福井森林管理署では、松くい虫被害等により松林が衰退しつつあり、防災林機能の低下等が危惧されたことから、平成 25 年 3 月に、後世に引き継ぐべき貴重な財産として松原の適正な保全管理に資することを目的に、学識経験者、地元関係団体、行政機関等の多様な主体の協力の下、「気比の松原 100 年構想」を策定しました。

その後、福井森林管理署による松くい虫被害の防除に加え、各主体が連携しながら松原の保全活動を継続して行っています。特に、市民参加型の保全活動では、毎年、近隣の小中学校・高校の児童・生徒と松葉かきや外来植物の駆除を実施しており、松原の保全のみでなく環境教育の一環も担う重要な取り組みとなっています。

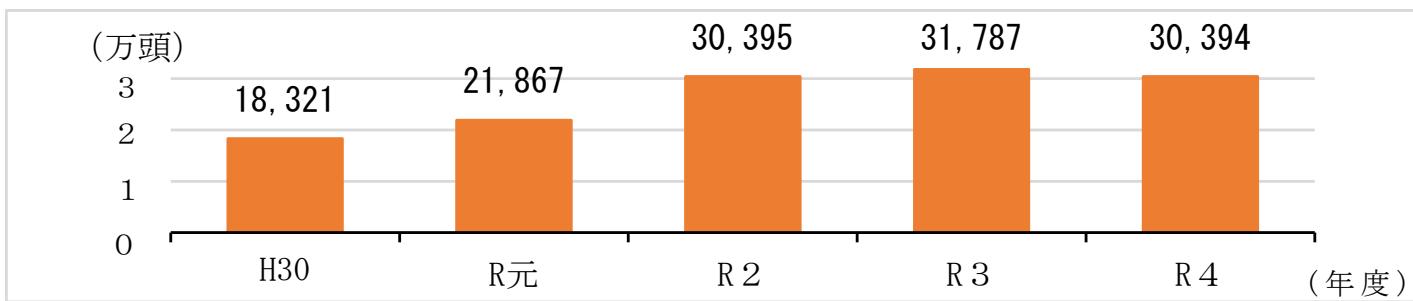
③ 鳥獣被害の防除

シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等の野生鳥獣による森林被害は依然として深刻です。国有林野内の林木や下層植生、希少な高山植物等への被害により、公益的機能の発揮にも支障を来します。

国有林野事業では、野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向け、地域の関係行政機関や学識経験者、N P O 等と連携し、地域の特性に応じて、鳥獣の捕獲、生息状況・行動把握調査、被害防除（防護柵の設置等）等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に推進しています。

森林管理署等では、シカの捕獲において職員が開発した改良型わなや I C T 捕獲通知システム※等の効率的・効果的な捕獲技術の実用化や普及活動を推進しています。特に、捕獲の効果が大きい手法（「小林式誘引捕獲法※」及び「こじゃんと 1 号、2 号※」）については、管轄地域を越えて普及に取り組んでいます。また、捕獲したシカのジビエ利用等にも積極的に取り組むとともに、捕獲のためのわなの貸出し等の捕獲協力も行っています。

図－6 国有林野におけるシカ捕獲頭数



注：国有林野における有害鳥獣捕獲等（一般ハンターによる狩猟は含まない。）による捕獲頭数の合計（各年度末現在の値）。

事例 16 ニホンジカ捕獲用小型囲いわな「こじちゃんと 1 号、2 号」の普及

(四国森林管理局 森林技術・支援センター、高知中部森林管理署)



- ・高知県香美市(かみし)
- ・協定調印式の様子

- ・高知県香美市
猪野々山(いののやま)国有林
- ・囲いわな「こじちゃんと 2 号」の設置について説明する様子

四国森林管理局では、森林技術・支援センターが開発した、低コストで、軽量かつ組立てが容易な小型囲いわな「こじちゃんと 1 号、2 号」の普及に取り組んでいます。

高知中部森林管理署は、令和 4 年度に香美市及び香美猟友会と「香美市シカ被害対策及びジビエ活用推進連携協定」を締結し、この協定に基づき「こじちゃんと 2 号」を貸し出してニホンジカの効率的な捕獲を推進しています。また、止めさしを容易にできる「こじちゃんと 2 号」の特性を活かし、捕獲したニホンジカのジビエ利用を推進することとしています。

四国森林管理局では、平成 29 年に「こじちゃんと 1 号、2 号」を開発して以降、各種イベントなど様々な機会を捉えて PR に努めており、令和 4 年度までに、全国で 341 基が導入されています。

病虫害・鳥獣害対策

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/shinrinhigai.html



(2) 「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

① 「保護林」の設定及び保護・管理の推進

国有林野には、原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正4年（1915年）に保護林制度を発足させ、時代に合わせて制度の見直しを行いながら、こうした貴重な森林を保護林に設定し、厳格な保護・管理に努めてきました。

令和5年3月末現在で設定している保護林は、658か所（約101万4千ha）となっています。これらの保護林については、森林や動物等の状況変化について定期的にモニタリング調査を行い、外部有識者からなる保護林管理委員会において現状を評価し、時系列変化や今後の状況変化を想定した上で適切な保護・管理を実施しています。また、必要に応じ、植生の回復やシカ等による食害を防ぐための防護柵の設置、外来植物の駆除等にも取り組んでいます。

さらに、保護林の一つである「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」、「屋久島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の保護を措置するための国内制度の一つに位置付けられています。

表－14 保護林区分

区分	箇所数	面積 (万ha)	目的	代表的な保護林 (都道府県)
森林生態系 保護地域	31	73.6	我が国の気 候帶又は森 林帶を代表 する原生的 な天然林を 保護・管理	知床(北海道)、 白神山地(青森県、秋田県)、 小笠原諸島(東京都)、 屋久島(鹿児島県)、 西表島(沖縄県)
生物群集 保護林	96	23.7	地域固有の 生物群集を 有する森林 を保護・管理	利尻島(北海道)、 蔵王(宮城県、山形県)、 北アルプス(富山県、長野県)、 剣山(徳島県)、 霧島山(宮崎県、鹿児島県)
希少個体群 保護林	531	4.0	希少な野生 生物の生育・ 生息に必要 な森林を保 護・管理	シマフクロウ(北海道)、 笠堀カモシカ(新潟県)、 立山オオシラビソ(富山県)、 高野山コウヤマキ(和歌山県)、 奄美群島アマミノクロウサギ等 (鹿児島県)
合計	658	101.4	—	—

注：令和5年3月末現在の数値である。

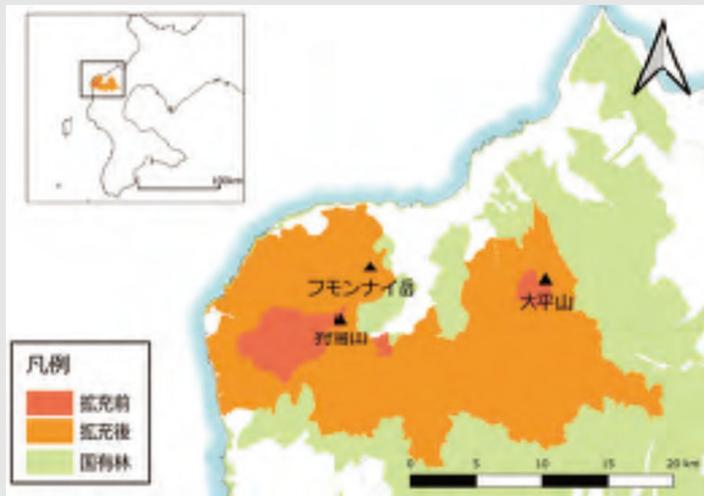


保護林

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/hogorin.html

事例 17 ブナの北限地帯の保護林の拡張

(北海道森林管理局 後志森林管理署、渡島森林管理署)



- ・狩場山(かりばやま)・大平山(おおびらやま)周辺森林生態系保護地域

- ・北海道島牧村(しままきむら) 小田西川(おだにしかわ) 国有林
- ・保護林設定箇所(狩場山)(令和元年9月)

渡島森林管理署管内にある狩場山地周辺は、生態系の重要な要素であるブナの北限地帯であり、原生的な天然林や希少種であるクマゲラ、クマタカの分布域となっていることから、平成5年に森林生態系保護地域に設定しました。

北海道森林管理局では平成29年度に外部有識者で構成する保護林管理委員会から、「当該保護地域の周囲のクマゲラの生息・繁殖地となっている原生的なブナ林を取り込む形で森林生態系保護地域を拡充すべき」との提言を受けたことを踏まえ、ブナの分布状況、クマゲラの営巣・繁殖域や特徴的な高山植物等の分布調査及び現地検討会を実施し、検討を行ってきました。この結果、令和5年3月に、当該保護地域に後志森林管理署管内の3つの保護林及びそれらを囲む原生的なブナ林や、ブナ林への遷移が期待される二次林等を統合し、新たに、「狩場山・大平山周辺森林生態系保護地域」(約3万6千ha)を設定しました。

今後は二次林等について、ブナを主体とした広葉樹林への誘導を目指す森林施業を実施するなど、原生的な天然林や希少な植生を適切に保護・管理するとともに、学術研究の場としても有効に活用していきます。

② 「緑の回廊」の整備の推進

国有林野事業では、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から、保護林を中心とした森林生態系ネットワークを形成して、野生生物の移動経路を確保するため、「緑の回廊」を設定しています。令和5年3月末現在の、国有林野における緑の回廊は、24か所（約58万4千ha）となっています。

緑の回廊においては、モニタリング調査により森林の状態と野生生物の生育・生息実態の関係を把握して、これに順応した保全・管理を推進しています。

また、研究機関等と連携しながら、人工林の中に自然に生えた広葉樹の積極的な保残、猛禽類の採餌環境や生息環境の改善を図るためのうつ閉した森林の伐開等、野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を行っています。

緑の回廊



https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/corridor.html

図－7 「保護林」と「緑の回廊」位置図



注：保護林のうち森林生態系保護地域の名称を記載（令和5年3月末現在）

③ 地域やNPO等と連携した希少な野生生物の保護等の推進

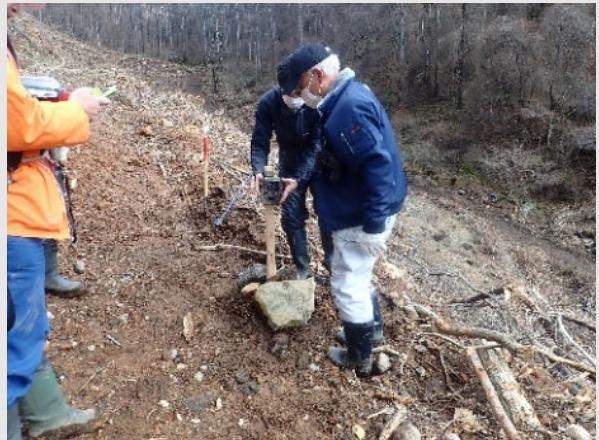
国有林野事業では、国有林野内に生育・生息する希少な野生生物の保護を進めるため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく保護増殖事業の実施等に取り組んでいます。これは、希少猛禽類^{きん}のイヌワシ等の生息環境を維持するために、定期的な巡視等を行い、専門家と連携して狩場の創出につなげるための伐採方法を工夫するなど、森林生態系の保全に努めるものです。

また、国有林野における生物多様性を保全するため、地域の環境保全に关心が高い住民やNPO等と連携し、高山植物の盗採掘の防止や希少な野生生物を保護するための巡視、生育・生息環境の整備に向けた関係者との意見交換、普及活動等を行っています。

さらに、環境行政と連携して、国有林野の優れた自然環境を保全し、希少な野生生物の保護を行う取組も進めており、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、「保護増殖事業計画※」や「自然再生事業実施計画※」、「生態系維持回復事業計画※」を策定して対策に取り組んでいます。また、保護林の設定や地域管理経営計画等の策定に当たって、関係機関との連絡調整を行っています。

事例 18 浅間山におけるイヌワシ復活プロジェクト

(中部森林管理局 東信森林管理署)



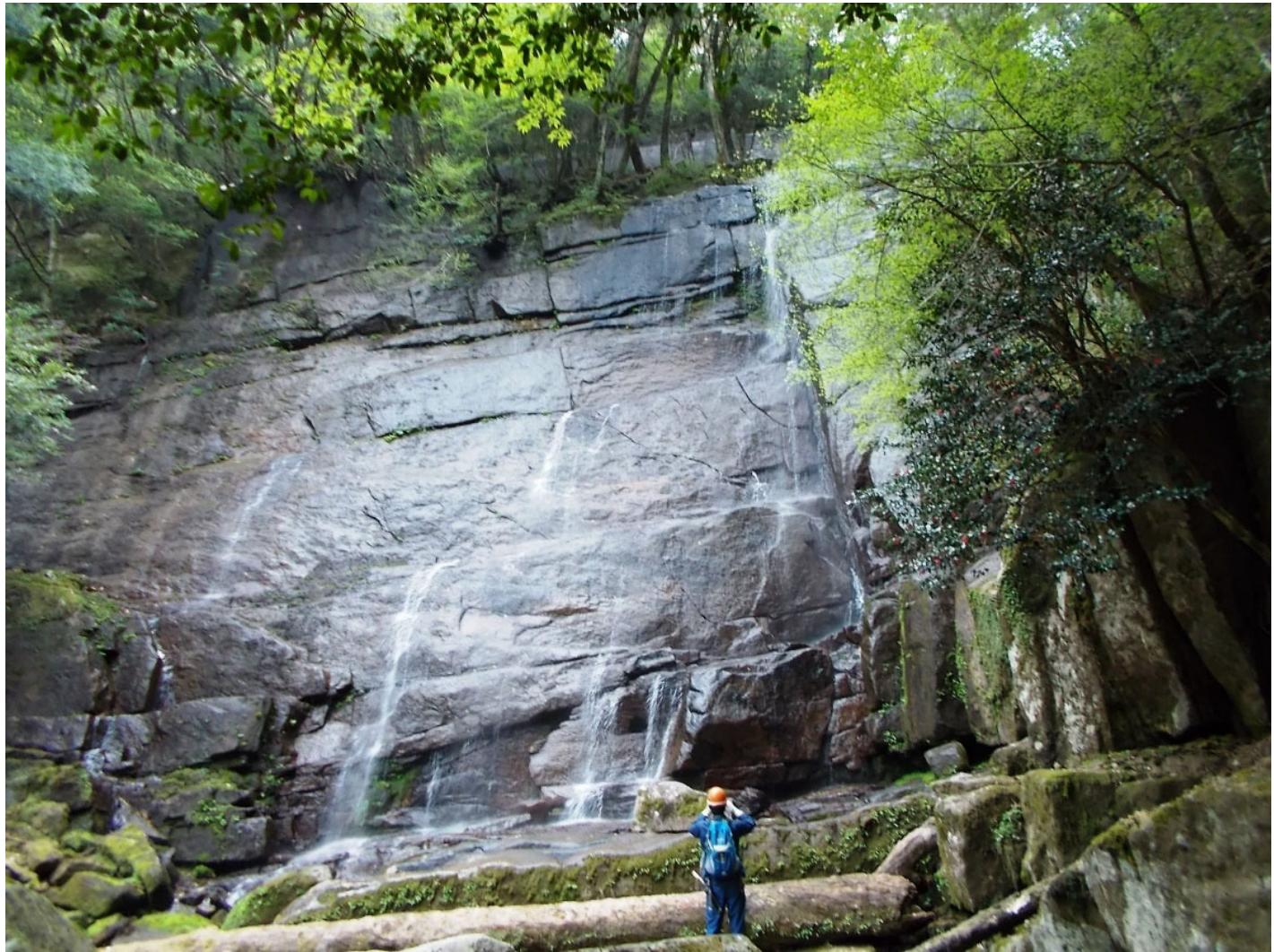
- ・長野県 東信森林管理署管内（希少種保護のため生息地が特定されないよう詳細を記載していない）
- ・（左）イヌワシの狩場となる皆伐跡地（令和4年6月）
（右）センサーカメラの設置（令和3年11月）

長野県浅間山周辺では、かつて2つがいのイヌワシの生息が確認されていましたが、令和2年以降は雄1羽しか確認されていません。

そこで、東信森林管理署は、令和4年8月に環境省信越自然環境事務所と共同で、浅間山におけるイヌワシ保護増殖事業実施計画（浅間山イヌワシ復活プロジェクト）を策定しました。この計画は、国指定浅間鳥獣保護区に位置する国有林野内において、主伐や列状間伐などの森林施業を進めることで、イヌワシの狩場となる開放空間を創出するとともに、餌動物の生息状況のモニタリングを行うことで、浅間山周辺でのイヌワシのつがい形成と繁殖につなげることを目標としています。取組の実施に当たっては、地元で長年イヌワシの研究と保全に取り組む長野イヌワシ研究会及びイヌワシの採餌環境改善に取り組む日本自然保護協会と連携して行うこととしています。

令和4年度は、国有林野内の主伐箇所で、信越自然環境事務所が設置したセンサーカメラにより、餌動物の生息状況の調査等が行われました。

引き続き、関係機関と連携しつつ、浅間山周辺の国有林野において、主伐や間伐など森林施業を適切かつ積極的に実施することで、イヌワシの採餌環境の改善に取り組んでいきます。



巨大な岩壁 おおくら
(大嵐の滝)

(撮影地：愛媛県宇和島市 愛媛森林管理署 滑床山国有林)

3 国有林野の林産物の供給

(1) 林産物等の供給

国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、地域における木材の安定供給体制の構築等を図るため、機能類型区分に応じた施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給に努め、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとしています。

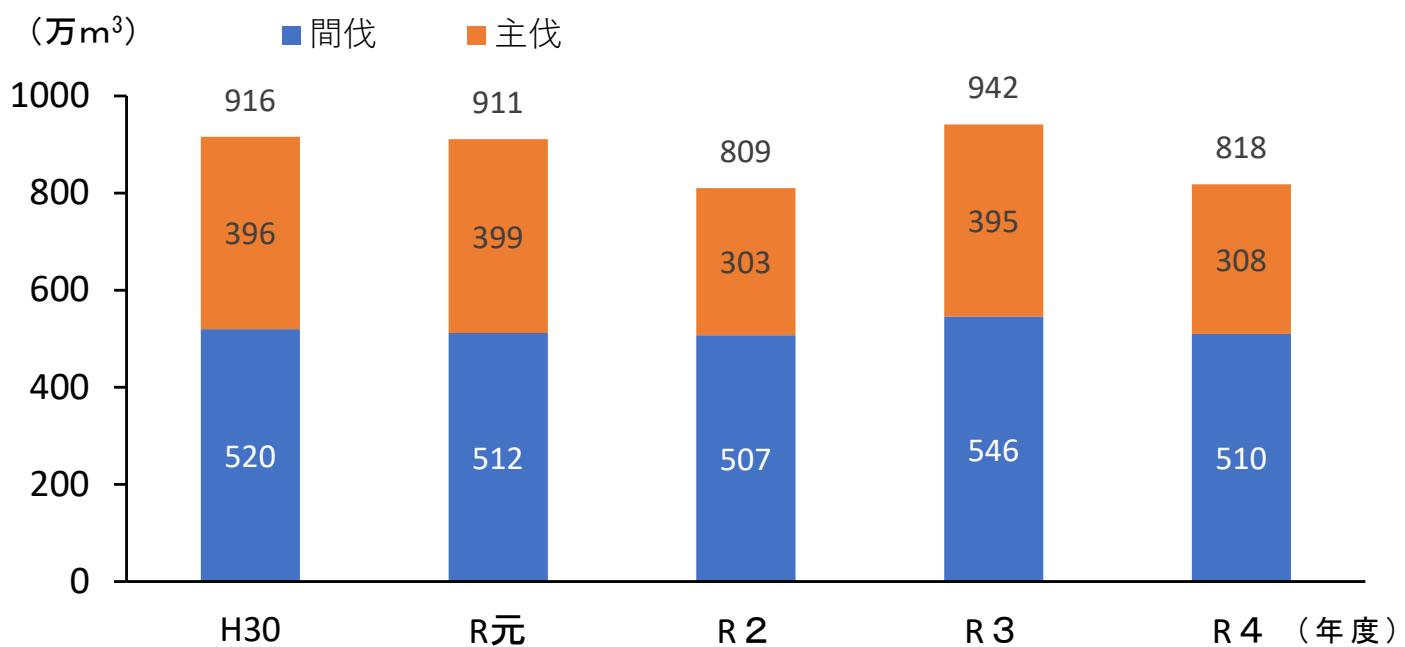
令和4年度には、818万m³の立木を伐採し、全国的なネットワークを活用して、素材（丸太）と立木を合わせ、約453万m³の木材（素材（丸太）換算）を供給しました。

国有林材の供給に当たっては、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材※・合板※工場や製材工場等と協定を締結し、国有林材を安定的に供給する「システム販売」に取り組んでおり、令和4年度のシステム販売による素材（丸太）供給量は、177万m³となっています。

さらに、木材の供給時期や樹材種等の情報を、インターネット等を通じて、迅速かつ広範囲に提供しています。

このほか、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活用し、民有林からの供給が期待しにくい樹種等の計画的な供給にも取り組んでおり、令和4年度はヒバ6.1千m³、木曽ヒノキ0.3千m³を供給しました。

図－8 国有林野事業における立木の伐採量



注：1 伐採量は、国有林内で伐採等をした立木の材積（林地残材等を含む）である。
2 計の不一致は四捨五入によるもの。

表－15 国有林材供給量（丸太換算）（単位：万 m³）

区分	(参考) 令和2年度	(参考) 令和3年度	令和4年度
国有林材供給量 (国産材供給量に 占める割合)	389 <120> (12%)	516 <233> (15%)	453 <174> (—)
(参考) 国産材供給量	3,115	3,372	—

注：1 国有林材供給量の<>書は、立木販売量（R2 : 227 万m³、R3: 358 万m³、R4: 244 万m³）を素材（丸太）換算した推計量で内数。
2 官行造林の立木販売量（R2 : 23 万m³、R3: 15 万m³、R4: 19 万m³）を素材（丸太）換算した推計量を含む。
3 （参考）国産材供給量は、林野庁「木材需給表」上の数値であり、用材、しいたけ原木、燃料材の供給量で、暦年の合計である。
4 令和4年の木材需給表が未確定のため、令和4年の国産材供給量及び国産材供給量に占める国有林材供給量の割合の数値は記載していない。

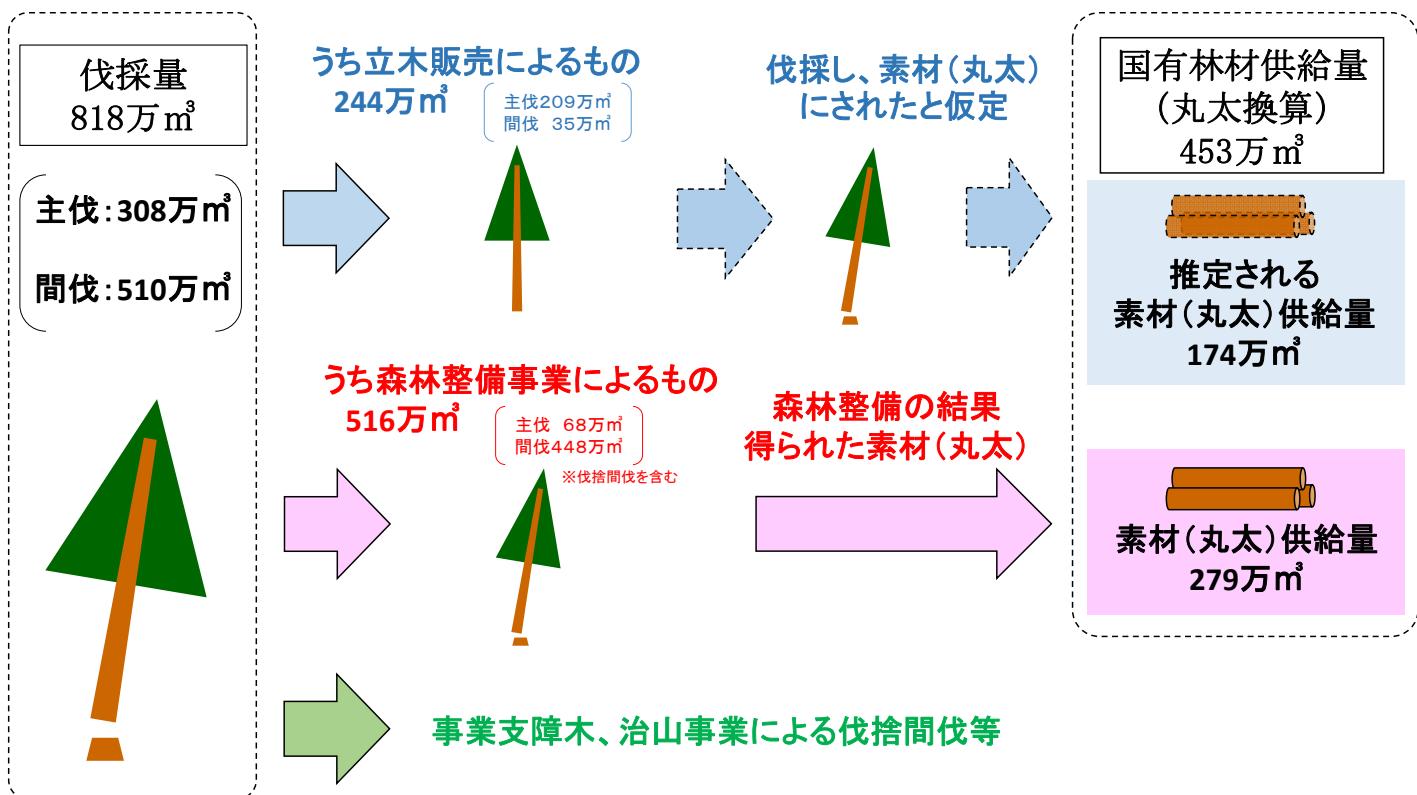
表－16 国有林野事業における素材（丸太）供給量

(単位：万 m³)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
素材(丸太)販売量	261	262	269	283	279
うち システム 販売量	184 (70%)	187 (72%)	164 (61%)	190 (67%)	177 (64%)

注：()書は、素材(丸太)販売量全体に占めるシステム販売の割合である。

図－9 伐採量、供給量、販売量の関係について



表－17 民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材（丸太）供給実積

(単位：千 m³)

樹種名	(参考) 令和2年度	(参考) 令和3年度	令和4年度
ヒバ	7.3	8.3	6.1
木曽ヒノキ	0.3	0.3	0.3

事例 19 高品質材の供給

(東北森林管理局)



- ・山形県真室川町（まむろがわまち）
前森山（まえもりやま）国有林
- ・前森スギ現地意見交換会
(令和4年7月)

- ・秋田県能代市（のしろし）
- ・市売りの様子（令和4年9月）

東北森林管理局管内には、天然秋田杉の後継・代替となる高齢級人工林秋田杉や、近年、外国からの供給が減少傾向にある広葉樹など、潜在的価値のある優良資源が豊富に存在しています。

同局では地域経済に貢献するようこれらの資源のブランド化を進めており、例えば80年生を超える高品質な高齢級人工林秋田杉について、秋田県と連携して平成28年から「あきたの極上品」としてブランド化するとともに、地域の林業・木材産業関係者と協力してその普及を図ってきました。

更なる取組として、令和4年度に国有林から出材される素材について「高品質ブランド材規格」を制定し、ブランド材の供給を開始しました。原木市場の関係者等を通じて需要動向等の情報収集を行い需要者のニーズに応じた採材を行うとともに、原木市場に出品する際には、材にロゴマークのラベル表示を行うとともに、のぼりを使用してブランド材の普及に努めています。

木材の供給

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/mokuzai_hanbai/index.html



(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

林業・木材産業の成長産業化に向け、国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築が重要な課題となる中で、国有林野事業では、国有林と民有林が協調して木材を出荷する「民有林と連携したシステム販売」に取り組み、令和4年度は146.7千m³の丸太を供給しました。また、民有林と連携して素材生産事業の見通しをホームページに公表する取組も進めています。

さらに、全国的なネットワークを持ち、木材を安定的に供給している国有林野事業の特性を活用し、地域の木材需要が大きく変動した際の木材の供給調整機能を発揮するため、民有林や木材の加工・流通の関係者、学識経験者等からなる「国有林材供給調整検討委員会」を各森林管理局及び本庁に設置し、地域の木材価格や需要動向の把握と対応に努めています。

表－18 民有林と連携したシステム販売による木材供給量

区分	(参考) 令和2年度	(参考) 令和3年度	令和4年度
協定者数(者)	33	36	22
木材供給量(千m ³)	225.5<0>	271.1<0>	146.7<0>
うち民有林材	16.3<0>	23.3<0>	14.2<0>
うち国有林材	209.1<0>	247.8<0>	132.5<0>

注：1 1 木材供給量の〈〉は、立木販売量(R2、R3、R4：実績なし)を素材(丸太)換算した推計量で内数。

2 計の不一致は四捨五入によるもの。

事例 20 民有林と連携したシステム販売の取組

(中部森林管理局 木曽森林管理署、中信森林管理署)



- ・長野県木曽郡木祖村(きそむら)
- ・共同土場に集積されたカラマツ材
(令和5年3月)

中部森林管理局では、平成26年度より管内民有林との共同土場を活用した「民有林と連携したシステム販売」を実施しています。

木曽森林管理署の薮原土場を活用した販売については、9年間に

渡る継続した取組により、木材需要者に広く認知されています。令和4年度は、木曽森林組合、木曽森林管理署及び中信森林管理署が、合わせて10,467m³(民有林2,729m³、国有林7,738m³)のカラマツ丸太をこの土場で販売し近隣の合板工場等が購入しました。

民有林と国有林が協調することによって、木材供給の大ロット化や年間を通じた安定供給を実現することで、合板工場での国産材使用比率の向上に資するとともに、共同土場での効率的な丸太仕分けや大型トレーラーの活用による大量輸送が可能になりました。

4 国有林野の活用

(1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、農林業を中心とする地域産業の振興、住民の福祉の向上、再生可能エネルギーの利用による発電等に寄与するため、地方公共団体、地元住民等に対して国有林野の貸付けや売払い、共用林野の設定等を行っています。令和4年度末現在で約7万2千haの貸付け等を行っており、農地や採草放牧地が約1割、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が約5割を占めています。また、東日本大震災からの復興のため、汚染土壌の仮置場等として、国有林野の無償貸付け等を引き続き行っています。



国有林野の活用

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/kasituke/kokuyuurinyanokatsuyou.html

表－19 国有林野の用途別貸付け等の状況 (単位: ha)

区分	(参考) 令和2年度	(参考) 令和3年度	令和4年度
農耕・採草放牧地	10,013(14)	10,022(14)	9,983(14)
道路敷	14,271(20)	14,525(20)	14,584(20)
電気・通信事業用地	17,296(24)	17,406(24)	17,650(25)
ダム・堰堤敷	3,393(5)	3,441(5)	3,423(5)
森林空間総合利用事業用地	9,062(13)	9,089(13)	8,979(12)
その他	17,349(24)	17,286(24)	17,355(24)
合計	71,382(100)	71,768(100)	71,974(100)

注：1 面積は、各年度末現在の数値である。

2 貸付け等には、貸付け、使用許可・承認を含む。

3 () 書は、合計に占める用途別の比率(%)である。

4 計の不一致は、四捨五入による。

表－20 国有林野の用途別売払い状況 (単位 : ha)

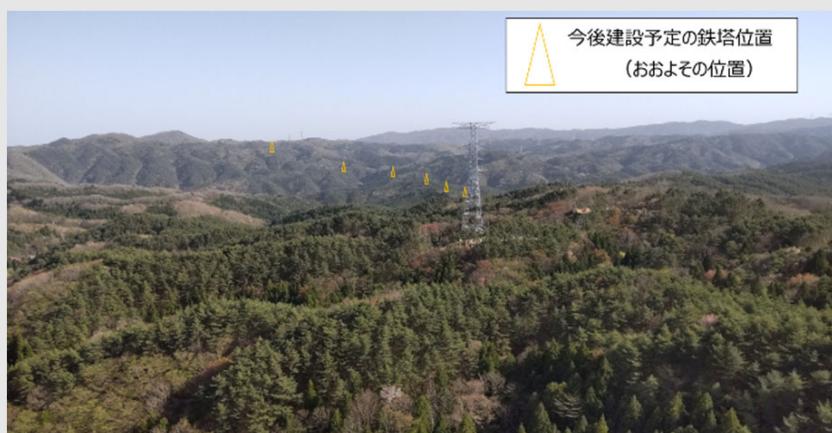
区分	(参考) 令和2年度	(参考) 令和3年度	令和4年度
所管換・所属替	144 (58)	23 (51)	63 (85)
公用・公共事業用	80 (33)	19 (42)	9 (12)
産業振興用	22 (9)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	3 (7)	2 (3)
計	246 (100)	45 (100)	74 (100)

注：1 売払いには、無償の所管換・所属替・譲与を含む。

2 () 書は、計に占める用途別の比率(%)である。

3 計の不一致は、四捨五入による。

事例 21 広域的な送電網の整備に向けた国有林野の貸付け (関東森林管理局 福島森林管理署、磐城森林管理署)



今後建設予定の鉄塔位置
(およその位置)

- 福島県双葉郡（ふたばぐん）大熊町（おおくまち）野上（のがみ）国有林外（令和5年4月）

福島森林管理署及び磐城森林管理署は、一般送配電事業者が東北地域と関東地域を新たに接続する送電線を整備するための敷地等として、令和4年度に国有林野の貸付けを行いました。

本事業は、東日本大震災を背景に強靭かつ持続可能な電力供給体制の確立を図るために電力会社等が電気事業法に基づき策定した「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」によるもので、大規模災害時における地域間での電力の融通による安定供給や電力取引の活性化、再生可能エネルギーの導入拡大を目的としているものです。

国土保全、生物多様性保全等の公益的機能の発揮と、地域の合意形成に十分留意しながら、当該国有林野の貸付けを行い、多くの国民が裨益することになる重要な公益事業に貢献しています。

(2) 公衆の保健のための活用の推進

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林 576 か所を「レクリエーションの森」として国民の利用に供しており、令和 4 年度は、延べ約 1 億人の利用がありました。

また、平成 29 年度に、全国の「レクリエーションの森」のうち、特に景観等の優れた 93 か所を「日本美しき森 お薦め国有林」^{にっぽんうつく}として選定し、多言語による情報発信や重点的な環境整備等に取り組んでいます。

さらに、「レクリエーションの森」と国立公園が重複している箇所のうち、知床、日光、屋久島等を重点地域等とし、環境省との連携を強化して、保護と利用の両立を図りながら利用環境の整備を推進するなど、更なる利便性や安全性の向上に取り組んでいます。

引き続き、利用状況等を踏まえつつ、快適な利用環境が確保できるよう、地域と連携した管理体制の充実や歩道の整備等を進めています。

表－21 レクリエーションの森の現況及び利用者数

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積 (千 ha)	利用者数 (百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	79	94	19	たかおさん あかさわ つるぎさん やくしま 高尾山(東京)、赤沢(長野)、剣山(徳島)、屋久島(鹿児島)
自然観察教育林	87	22	11	しらかみさんち あんもん たき きんかざん あかさい 白神山地・暗門の滝(青森)、金華山(岐阜)、赤西(兵庫)
風景林	145	62	43	あしのこ あらしやま えりも(北海道)、芦ノ湖(神奈川)、嵐山(京都)
森林スポーツ林	26	3	3	つくばさん たきごし おうぎのせん 筑波山(茨城)、滝越(長野)、扇ノ仙(鳥取)
野外スポーツ地域	164	49	16	てんぐやま うらばんだい だいら むこうざかやま 天狗山(北海道)、裏磐梯デコ平(福島)、向坂山(宮崎)
風致探勝林	75	13	7	ぬくみだいら こまがたけ にじのまつばら 温身平(山形)、駒ヶ岳(長野)、虹ノ松原(佐賀)
合 計	576	243	99	

注：1 箇所数及び面積は令和 5 年 4 月 1 日現在の数値であり、利用者数は令和 4 年度の参考値である。

2 計の不一致は、四捨五入による。

事例 22 地域と連携した「日本美しの森 お薦め国有林」の利用環境の整備

(北海道森林管理局 檜山森林管理署)



- ・北海道爾志郡(にしへん)乙部町(おとべちょう) 富岡(とみおか)国有林
- ・(左) 連理(れんり)の木「縁桂(えんかつら)」(令和4年9月)
(右) 縁桂森林(えんかつらもりもり)フェスティバルの様子(令和4年9月)

檜山森林管理署管内にある「日本美しの森 お薦め国有林」の「縁桂風景林」は、ブナ、イタヤカエデを主とした天然林とトドマツ、カラマツ等の人工林からなり、山麓には「森の巨人たち百選」に選定されている「縁桂」があります。この「縁桂」は隣接する2本の桂の木が枝で連結している「連理の木」として知られ、縁結びの木として多くの人々が訪れる名所となっています。

檜山森林管理署では、乙部町を主体とした縁桂レクリエーションの森協議会と連携して、歩道の整備及び管理を実施しており、令和4年度には、老朽化が目立っていた木橋を再整備しました。

また、令和4年9月に開催された「縁桂森林フェスティバル」では、あいにくの雨にも関わらず、多くの来場者が訪れました。

レクリエーションの森



https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html

5 国有林野と一緒にとして整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全等国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼしたり、民有林野における外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合があります。

このような場合において、「公益的機能維持増進協定制度※」により、森林管理局長が森林所有者等と協定を締結し、国有林野と一緒に民有林野の整備及び保全を進めています。

本制度の活用により、令和5年3月末までに20か所で協定を締結し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための間伐等の実施、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に取り組んできました。

公益的機能維持増進協定制度



https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html#2

表－22 公益的機能維持増進協定の締結状況

概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積
間伐等の森林整備の実施	関東	天竜森林管理署	1	18ha
		塩那森林管理署	1	24ha
		日光森林管理署	2	157ha
		茨城森林管理署	2	65ha
	九州	北薩森林管理署	1	21ha
合計			7	286ha

注：1 令和5年3月末現在の数値である。

2 計の不一致は、四捨五入による。

図－10 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



事例 23 浜松市における公益的機能維持増進協定に基づく森林整備 (関東森林管理局 天竜森林管理署)



・静岡県浜松市（はままつし）
・施業後の林内の様子
(令和5年1月)

天竜森林管理署管内の国有林に囲まれた民有林において、間伐の遅れから林内が暗くなり、下層植生の衰退による公益的機能の低下が懸念されていました。

そのため、関東森林管理局では、山地災害の防止や水源

の涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、平成30年度に民有林所有者と公益的機能維持増進協定を締結し、間伐を実施しました。間伐を実施したことにより、林内の光環境が改善され、令和4年度の林内巡視では、草本類が生育していることと、表土の流出や侵食が見られないことを確認しています。

6 国有林野の事業運営

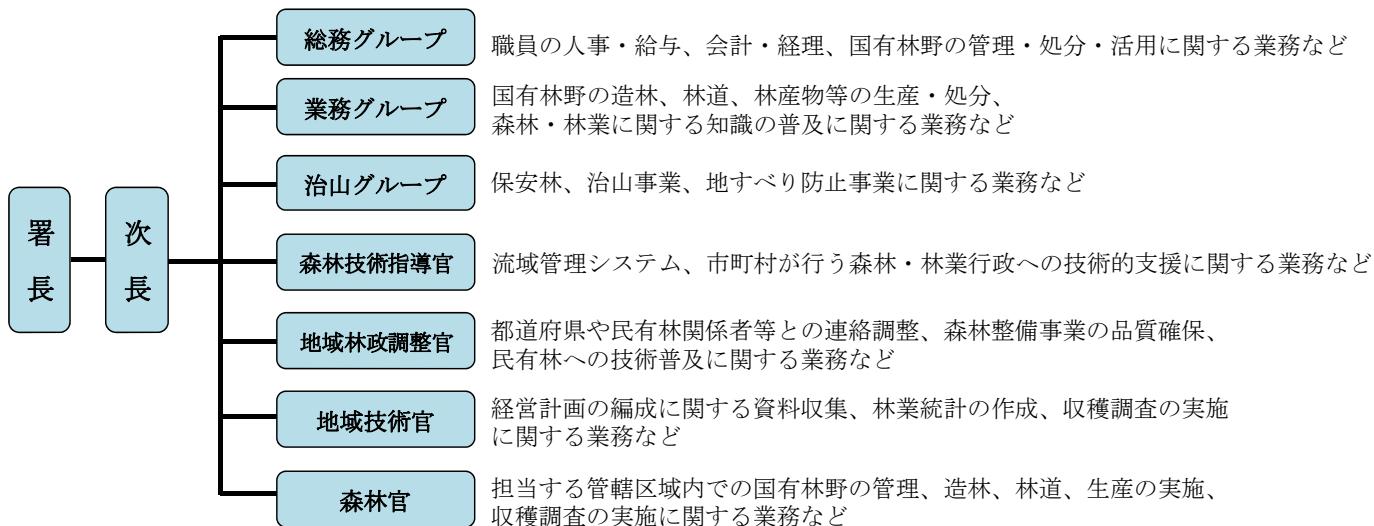
国有林野事業は、ブロック単位の7森林管理局、流域単位の98森林管理署等の下、民間事業者に委託できる事業は基本的に委託するとともに、情報システムの活用等に取り組み、効率的な管理経営に努めています。

(1) 民間委託の推進

国有林野事業における森林整備等の実施については、民間事業者への委託を基本としており、伐採（素材生産）や植栽及び保育について、そのすべてを民間委託により実施しました。

なお、林業の現場での労働安全衛生の確保が図られるよう、契約時における安全指導や請負実行中の現場巡視等に引き続き取り組んでいます。

図－1-1 代表的な森林管理署の事業実施体制



表－23 請負事業等における重大な災害の発生状況

区分		重大な災害の発生件数		
		(参考)令和2年度	(参考)令和3年度	令和4年度
請 負 事 業	素材生産・造林請負	3	1	1
	林道	1	-	-
	治山	-	2	-
	その他	-	-	-
立木販売		2	-	1
合計		6	3	2

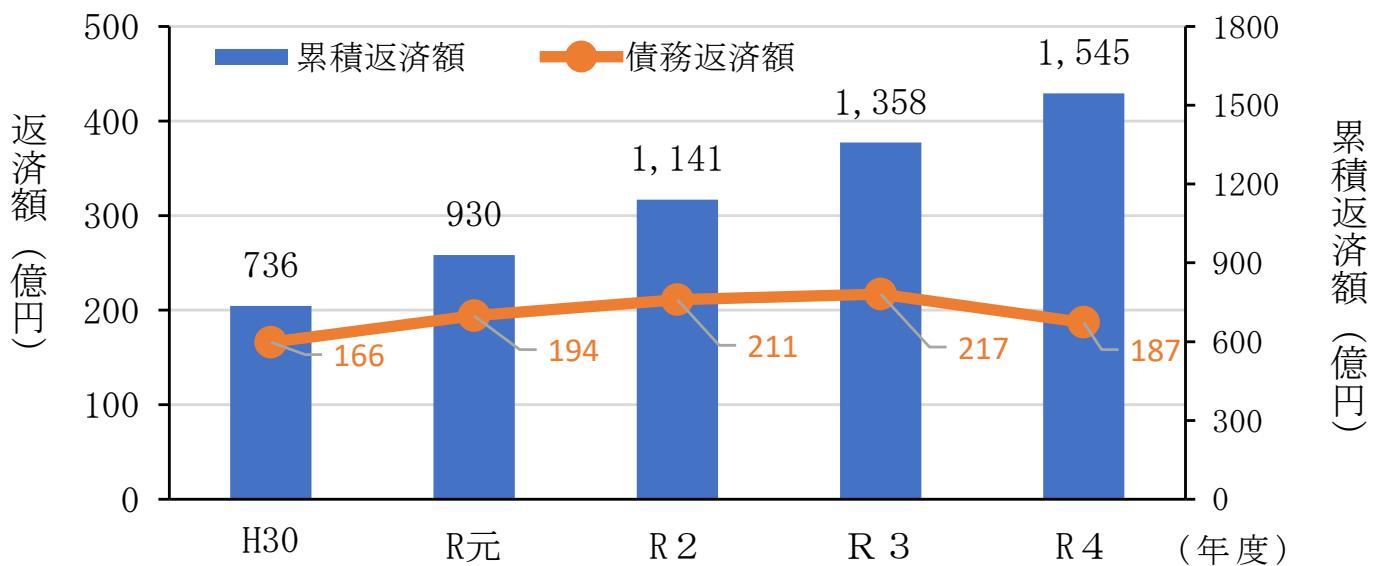
注：重大な災害は、①死亡災害、②労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級表の等級区分中、第1級から第3級までに該当すると思われる災害、③同一災害で3名以上の被災者を出した災害、④第三者を死傷させた事故、⑤その他特に異例な事故又は災害である。

(2) 計画的かつ効率的な事業の実行

国有林野の管理経営に当たっては、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保やコスト縮減等による計画的かつ効率的な事業の実行に努めています。

平成24年度末に国有林野事業特別会計に属していた債務1兆2,721億円については、一般会計への移行に伴い設置された国有林野事業債務管理特別会計に承継し、林産物収入等により返済することとされており、令和4年度は187億円の返済を行い、累積返済額は1,545億円となっています。

図－12 国有林野事業の債務返済状況



注：1 累積返済額には、平成 29 年度までの返済額 569 億円を含む。

2 金額は四捨五入した数値である。

表－24 国有林野事業収入の状況 (単位：億円)

区分	(参考) 令和 2 年度	(参考) 令和 3 年度	令和 4 年度
林産物等収入	269	365	390
貸付料収入	29	30	29
林野・土石壳払代	7	6	6
計	305	401	426

注：計の不一致は、四捨五入による。

林産物等販売の状況

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/zuhyou.html

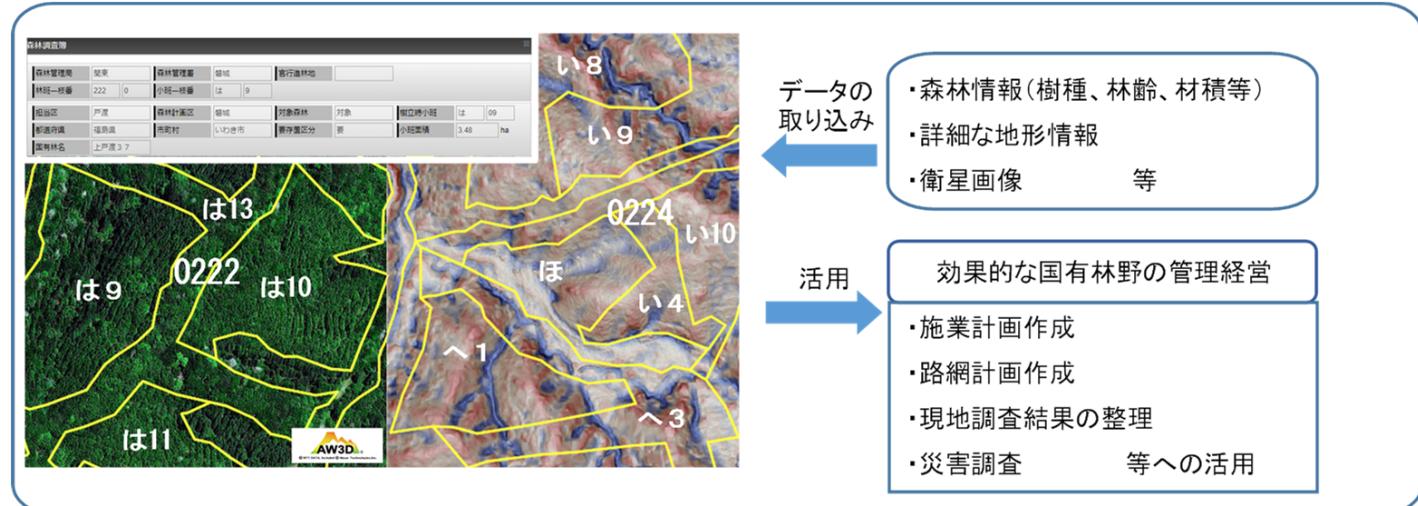


(3) 情報システムの活用とＩＣＴ（情報通信技術）の導入

事務処理の効率化を図るため、国有林野情報管理システム※等の安定的な稼働やネットワークを通じた、組織内外への円滑な情報共有等に努めています。

事業実施に当たって、衛星画像や地形の詳細な情報等が利用できる国有林G I S※を活用し、施業計画の作成とともに、森林施業や路網整備、災害調査等の様々な事業の効果的・効率的な実行に取り組んでいます。また、森林調査等へのレーザ計測や衛星測位システム(G N S S)※の活用等、I C T（情報通信技術）の導入にも取り組んでいます。

図－13 国有林G I Sの活用



事例 24 先端技術を活用した監督業務の効率化

(近畿中国森林管理局)



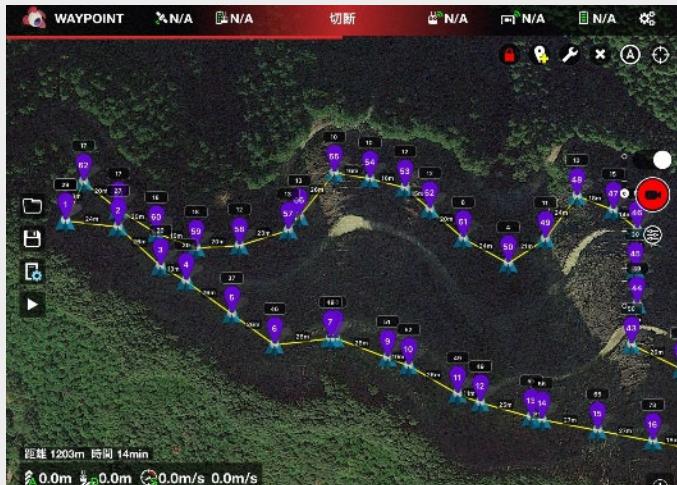
- ・奈良県奈良市（ならし）
- ・遠隔臨場による監督業務の様子。ディスプレイに映っているのはウェラブルカメラで配信された映像

国有林野事業では、監督業務の効率化に向けて、「遠隔臨場」の導入を進めています。「遠隔臨場」とは、監督職員が工事現場で行う段階確認、材料検査、立会について、ウェアラブルカメラ等により映像と音声を森林管理署のモニターに配信することで、監督職員が工事現場に行かずして監督業務を行うことをいいます。

近畿中国森林管理局では、令和 4 年度において、同局管内の 8 つの森林管理署等における 20 件の治山工事の監督業務で遠隔臨場を実施しました。遠隔臨場を導入することにより、工事現場への移動時間が削減できる、臨機応変な立会が可能となる等の効果があり、受発注者双方を対象としたアンケート調査においても「業務の効率化等が図られる取組である」との好意的な意見が多数を占めました。

事例 25 ドローンによるシカ防護柵の点検

(四国森林管理局)



- ・高知県四万十市（しまんとし）大藪山（おおやぶやま）国有林
- ・飛行ルートを自動操縦アプリに取り込んだ様子

- ・実際にドローンで確認した映像

四国森林管理局では、シカ防護柵の点検業務の負担を軽減するため、ドローンの活用を進めています。

従来、防護柵については、倒木や落石等により損傷していないか、徒歩により点検を行っていたところですが、GIS を活用してドローンの飛行ルートを作成し、自動操縦アプリに取り込むことで、防護柵の周辺を自動飛行させ、映像を介して防護柵を点検することが可能となりました。これにより、全長 1,000m の防護柵を点検する場合、これまで徒歩で 1 時間程度かかっていたところ、ドローンを活用した場合には 10 分程度でできるようになりました。また、倒木等による損傷が確認された場合、補修に必要な資材等が映像を介して具体的に把握でき、効率的な補修が可能となります。

令和 4 年度には、ドローンを自動で飛行させるためのマニュアルを作成するとともに説明会や体験飛行を実施し、各森林管理署等への取組の拡大を図りました。

(4) 安全・健康管理対策の推進

令和4年度の職員の災害の発生件数は35件で、令和3年度と比べて6件増加しました。

引き続き、重大災害の根絶はもとより、災害の未然防止に向けた取組を推進するとともに、日頃から職員のストレス状況の把握や要因の軽減等心の健康づくり対策にも力を入れることにより、職員の安全確保と心身両面にわたる健康づくりを進めています。

表－25 職員の災害の発生状況

(単位：件)

区分	災害発生件数			
	死亡	重傷	軽傷	合計
(参考) 令和2年度	0(0)	8(30)	19(70)	27(100)
(参考) 令和3年度	0(0)	7(24)	22(76)	29(100)
令和4年度	0(0)	8(23)	27(77)	35(100)

注：1 重傷は、休業日数8日以上の負傷である。

2 () 書は、合計に占める災害の程度別の比率(%)である。



新緑のくらがり渓谷

(撮影地：愛知県岡崎市 愛知森林管理事務所 関戸国有林)

7 その他国有林野の管理経営

(1) 人材の育成

「国民の森林」である国有林野の管理経営を始め、森林経営管理制度を踏まえた民有林への指導やサポート等森林・林業施策全体の推進に貢献できる人材を育成するため、森林技術総合研修所や各森林管理局では、森林・林業に関する専門的かつ幅広い知識や技術等について、地方公共団体職員との合同研修等を実施しています。

令和4年度には、低コストで効率的な伐採・採材・搬出や、木材の流通・加工、民有林との連携等に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修、森林総合監理士等の育成に資する研修等を実施しました。令和4年度の森林管理局・署における森林総合監理士の合格者数は16名で、現役職員の登録者数は159人です。

また、継続してOJT※、地方公共団体等との人事交流に取り組みました。

表－26 森林管理局・署における森林総合監理士の育成状況

区分	人 数
令和4年度の森林管理局・署における合格者数	16名
現役職員の登録者数	159名
(参考)これまでの累計合格者数	287名

事例 26 架線集材技術の普及指導に向けた研修

(森林技術総合研修所)



- ・群馬県沼田市(ぬまたし)利根町(とねまち)
- ・(左) 集材機運転の実習



(右) 搬器等について説明している様子

急傾斜地における立木の伐採・搬出に当たっては、林地保全に配慮して架線系の作業システムが導入されていますが、近年、架線集材に関する技術や経験を有した林業事業体が減少していることが課題となっています。

森林技術総合研修所では、架線集材の技術を普及指導できる者を育成するため、令和4年度に、地方公共団体や森林管理局・署等の職員を対象として、架線の架設・撤去の作業手順、集材機の運転操作等についての研修を実施しました。

研修では、架線集材の基礎知識等について講義を実施するとともに、実習林において実際に架線の架設・集材・撤去作業を行いました。また、研修生に作業の指揮等にも取り組んでもらい、研修生同士で相談したり、教え合ったりすることにより、現場での普及指導能力の向上を図りました。

(2) 地域振興への寄与

国有林野は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の資源でもあることから、森林管理局・署等という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において、地域振興への寄与は重要な使命です。

そのため、林産物の安定供給（61 ページ参照）、事業の民間委託や技術指導等による林業事業体・人材の育成（30、36 ページ参照）、野生鳥獣被害への対策（51 ページ参照）、国有林野の貸付けや売払い、共用林野の設定（67 ページ参照）、森林空間の総合利用（69 ページ参照）、民有林と連携した森林施業等の推進（34 ページ参照）、山地災害の防止（16 ページ参照）等を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉や安全の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に貢献しています。

事例 27 「木育」美術館へシンボルツリーを供給

(中部森林管理局 木曽森林管理署)



- ・長野県木曽郡王滝村 氷ヶ瀬土場
- ・材を保護しながらトラックへ積み込む様子
(令和4年10月)

- ・長野県木曽郡木曽町(きそまち)
- ・シンボルツリー展示の様子
(令和4年10月)

木曽森林管理署では、令和4年11月に長野県木曽郡木曽町に開館した木曽おもちゃ美術館のシンボルツリーとして木曽ヒノキの特殊材を供給しました。

この美術館は、木の魅力や木曽の文化を伝える美術館として木曽町が設立したもので、木曽郡内の木材がふんだんに使われています。

木曽町より、美術館のシンボルツリーとして「長さ6m、末口径40cm、1mの枝が四方に均等に出ている木曽ヒノキ」を供給してほしいとの要望を受け、約半年間かけて探し出し、事業体の協力のもと太い枝が折れないよう工夫しながら伐採し、丁寧な運材・運搬により要望に合致する木材を準備しました。

美術館入口に設置されたシンボルツリーは圧巻であり、館内に広がる木曽ヒノキの香りとともに、来場者から好評を得ています。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災からの復旧・復興に当たって、国有林野事業では、地域に密着した国の出先機関として、復興に必要な国有林野の活用等地域の期待に応えた取組を継続しています。

被災した海岸防災林の復旧・再生については、樹木の生育基盤造成・植栽が完了し、企業・NPO等の民間団体の協力も得ながら、植栽後の下刈り等の保育事業を実施しています。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林等の汚染への対応については、関係機関と協力しながら、市町村からの要望等に基づき、生活圏周辺の国有林野の除染に取り組むこととしています。避難指示区域等の福島県内の里山で、安心して利用できるような環境づくりを推進する「里山再生事業」に関係省庁と協力して取り組んでおり、対象地区の国有林野で間伐等の森林整備を実施しています。また、国有林野事業として森林整備等の管理経営を推進することで、森林・林業の再生を始めとする地域の復興に貢献しています。

国有林野事業における東日本大震災に関する情報

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/higashinihon.html



事例 28 避難指示解除後の森林整備の推進

(関東森林管理局 磐城森林管理署)



- ・福島県相馬郡飯館村（いいたてむら）
野手神（のでがみ）国有林
・除伐及び丸太筋工後の様子
(令和4年12月)

- ・福島県双葉郡（ふたばぐん）川内村
(かわうちむら)
平伏森（へぶすもり）国有林
・林道の新設工事完了後の様子
(令和4年12月)

磐城森林管理署では、令和4年度、飯館村からの要望を受け、「里山再生事業」として村内の神社周辺の国有林野で除伐及び丸太筋工の森林整備を行い、里山を安心して利用できるような環境を創出しました。また、旧避難指示区域等内における森林整備に向けて、川内村内にある林道の新設工事を行いました。

事例 29 民間団体の協力による海岸防災林の再生

(東北森林管理局 宮城北部森林管理署、仙台森林管理署)



- ・宮城県名取市（なとりし）台林（だいばやし）国有林
- ・枝打・つる切作業中の様子
(令和4年9月)



- ・宮城県東松島市（ひがしまつしまし）新堀向（しんぼりむかい）国有林
- ・下刈作業後の様子（令和4年6月）

東北森林管理局では、東日本大震災により被災した海岸防災林の再生に向け、平成24年度から、「『みどりのきずな』再生プロジェクト」として、NPO、企業等の民間団体のご協力を得ながら、植栽や下刈り等の保育を推進しています。令和4年度には、協定を締結している民間団体35団体が、協定箇所49箇所（総面積14ha）において、下刈り、つる切や枝打ち等の保育作業を実施しました。

(4) 関係機関等との連携の推進

国有林野事業の推進に当たっては、これまで職員団体との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところです。一般会計の下での管理経営においても、引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めています。

1 用語の解説

用語	解説	頁
いくせいふくそうりん 育成複層林	森林を構成する樹木を部分的に伐採し、その後に植林を行うこと等によりつくられる、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林（複層林）。	3
いっかんさぎょう 一貫作業システム	伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのことであり、伐採時に使用した林業用機械等を活用し、地拵えから植栽までの省力化・効率化を図ることでコスト低減、工期の短縮が可能。	28
えいせいそくい 衛星測位システム (G N S S)	Global Navigation Satellite System の略で、人工衛星を利用した全世界測位システム。GPS のほか、我が国が運用する準天頂衛星システム「みちびき」などの電波を受信することによって、森林内での正確な位置の把握が可能となる。	76
かんばつ 間伐	育てようとする樹木同士の競争を軽減するため混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。	3
きこうへんどうてきおうけいかく 気候変動適応計画	「気候変動適応法」に基づき策定されている計画。気候変動の影響による被害を防止・軽減するための7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組が示されている。	22
グリーン・サポート・ スタッフ	巡回、入山者への指導・啓発、簡易な施設補修、巡回結果の取りまとめ等を行う国の非常勤職員。	47
こうえきでき きのう いじ ぞうしん 公益的 機能 維持 増進 きょうていせいで 協定制度	「森林法」の規定に基づき、国有林野の公益的機能の維持増進を図るために必要であると認められる場合に、森林所有者と森林管理局長が協定を締結し、国有林野事業により民有林野の一体的な整備・保全を行うことを可能とする制度。	71
こうしん 更新	伐採等により樹木が無くなった箇所において、植林を行うことや天然力の活用等により森林の世代が替わること。	3
ごうはん 合板	素材（丸太）から薄くむいた板（単板）を、纖維（木目）の方向が直交するように交互に重ね、接着したもの。	61

用語	解説	頁
国有林モニター こくゆうりん モニター	国有林野に关心のある国民へ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換等を通じていただいた意見・要望等を管理経営に活用するための制度。モニターは、公募により選定。	38
国有林野情報管理システム こくゆうりんやじょうほうかんり システム	国有林野事業に係る伐採・造林や販売、貸付等の実行、それに伴う契約・収入・支出の管理等に関する事務処理を効率的に行うためのシステム	76
こじゃんと 1号、 2号 こじゃんと ごう、 ごう	四国森林管理局森林技術・支援センターが開発した、低コストで、軽量で組立てが容易な小型囲いわな。	51
小林式誘引捕獲法 こばやししきゆういんほつかくほう	林野庁の職員が開発した改良型わなの一つ。くくりわなの周囲に石やシカを誘引するための餌をドーナツ状に設置し、前足がわなにかかりやすくなるよう工夫することで、シカに警戒されにくく簡単で効率よく捕獲ができる。	51
コンテナ苗 コンテナ なえ 苗	専用の容器（コンテナ）によって育成した根鉢付きの苗のこと。根の不適切な成長（根巻き）の防止や、成長しすぎた根の切断（根切り）作業等が不要となるよう設計されており、一般的に裸苗に比べて育苗期間が短いことに加え、育苗作業の効率化や労働負荷の軽減が可能。また、通常の植栽適期（春や秋）以外でも高い活着率が見込めることから植栽適期の拡大が期待できる。	28
昆明・モントリオール生物多様性枠組 こんめい せいぶつたようせいわくぐみ	2022 年の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された、2030 年までの新たな世界目標。2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「30by30 目標」などが盛り込まれた。30by30 目標の達成に向け、国有林野では保護林及び緑の回廊が保護地域に位置付けられている。	8

用語	解説	頁
システム販売 はんばい	「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。森林整備に伴い生産された間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等との協定に基づいて安定的に供給すること。	10
自然再生事業実施計画 しぜんさいせいじぎょうじっしけいかく	「自然再生推進法」の規定に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全、再生、若しくは創出、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。	58
下刈り したがり	植林した苗木等の成長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。通常、植林後の数年間、毎年、夏期に行う。	23
市町村森林整備計画 しちょうそんしんりんせいびけいかく	「森林法」の規定に基づき、市町村が、管内の民有林を対象に森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林の施業及び保護等の規範を示し、適切な森林整備等を推進するために5年ごとにたてる10年間の計画。	36
集成材 しゆうせいざい	板材（ラミナ）を纖維（木目）の方向が平行になるよう、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と、階段材、床材等の造作用集成材に大別される。	61
樹木採取権制度 じゅもくさいしゅけんせいど	国有林野の一定の区域（樹木採取区）において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権を民間事業者に設定できる制度。 地域の民間事業者が対応可能な 200～300ha 程度・年間数千 m ³ 程度の素材生産量を想定し、権利存続期間は10年を基本に運用。	31
除伐 じょばつ	育てようとする樹木の成長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。	23

用語	解説	頁
しんこうこんこうりん 針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。	25
じんこうぞうりん 人工造林	苗木の植付、種子の播付等の人為的な方法により森林を造成すること。	4
じんこうりん 人工林	人工造林によって成立した森林。	1
しんりんけいえいかんりせいど 森林經營管理制度	経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる制度。	30
しんりんさぎょうどう 森林作業道	特定の者が森林施業のために継続的に利用する道であり、フォワーダ等の林業機械や2t積程度の小型トラックの走行を想定するもの。	20
しんりんそうごうかんりし 森林総合監理士 (フォレスター)	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、「市町村森林整備計画」の策定等の市町村行政を技術的に支援する人材。平成25年度から資格試験が開始。	36
せいたい けい い じ かいふく じぎょう 生態系維持回復事業 けいかく 計画	「自然公園法」の規定に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るため、国又は都道府県が策定する計画。主にシカによる自然植生等への食害、他地域から侵入した動植物による在来の動植物の駆逐等の問題を受け、生態系を積極的に維持又は回復をしていく措置を講じるもの。	58
せいぶつたようせいこつかせんりやく 生物多様性国家戦略	「生物多様性基本法」に基づき策定されている生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国的基本的な計画。	8
せかいしせんいさん 世界自然遺産	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき作成される「世界遺産一覧表」に記載された物件。世界的な見地から見て、生物群等から成る特徴のある自然の地域、脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地、自然の風景地であって、観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するものであることが必要である。	7

用語	解説	頁
せぎょう しんりんせぎょう 施業（森林施業）	目的とする森林を造成、維持するために行う植林、下刈り、除伐、間伐等の森林に対する人為的な働きかけ。	3
そうせいじゅ 早生樹	センダンやコウヨウザン等の短期間で成長して早期に活用できる樹種。	27
そざいはんぱい 素材販売	間伐等の森林整備によって得られた丸太を販売する方法。	10
ちいきかんりけいえいけいかく 地域管理経営計画	「国有林野の管理経営に関する法律」の規定に基づき、国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業の総量等について、森林管理局長が流域ごとにたてる5年間の計画。	38
ちきゅうおんだんかたいさくけいかく 地球温暖化対策計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき策定する地球温暖化に関する政府の総合計画。	22
ちょうばつ きか 長伐期化	通常、主伐が行われる林齡(例えばスギの場合40年程度)のおおむね2倍以上の林齡で主伐を行う森林施業の一形態。	25
つるきり つる切	育てようとする樹木に巻き付くる類を取り除くこと。通常、下刈りを終了してから、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。	23
てんねんこうしん 天然更新	自然に落ちた種子が発芽して成長する場合と樹木の根株からの発芽等により成長する場合がある。必要に応じてササ類の除去や発芽後の本数調整等の人手を補助的に加えることもある。	23
てんねんりん 天然林	伐採跡地等において、主として天然力によって次の世代の樹木を発生させる、天然更新によって成立了した森林。	1
とくていなえぎ 特定苗木	特定母樹から採取された種穂から育成された苗木。なお、特定母樹は、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するものであり、指定基準としては、成長量が同様の環境下の対照個体と比較しておおむね1.5倍以上、材の剛性や幹の通直性に著しい欠点がなく、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下等と定められている。	24

用語	解説	頁
ドローン	UAV (Unmanned aerial vehicle、無人航空機)とも呼ばれ、小型軽量で4つの回転翼を持つタイプなどが普及している。森林・林業分野では、カメラを搭載し空撮や計測を行うほか、苗木等の資機材の運搬等に活用されている。	6
パリ協定	平成27年の気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択された2020年以降の国際的な地球温暖化対策の法的枠組み。	11
分収林制度	森林を所有する者、造林又は保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し、販売収益を一定の割合で分け合う制度。国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、生育途上の森林について、契約相手方が費用の一部を負担して国が保育を行う「分収育林」がある。	42
保安林	水源の涵養、土砂の流出や崩壊の防備、生活環境の保全・形成等の目的を達成するため、「森林法」の規定に基づいて農林水産大臣等が指定する森林。指定されると、伐採等に一定の制限が課せられる。	16
保育	更新後、伐採するまでの間に、育てようとする樹木の成長を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。	23
保護増殖事業計画	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」の規定に基づき、国内希少野生動植物種のうち、その個体の繁殖の促進、生息・生育地等の整備等を行う必要がある場合に策定される計画。	58
流域治水	河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策。(令和3年3月30日に流域治水プロジェクトとして全国109の一級水系全てにおいてとりまとめ一斉に公開。)	16
立木販売	樹木を伐採せず立木のまま販売する方法。	4

用語	解説	頁
りんぎょうせんようどう 林業専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する林道であり、10t 積程度のトラック等の走行を想定するもの。	20
ろもう 路網	森林内にある公道、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。森林施業を効率的に行うためには、路網の整備が重要となる。	20
G I S	Geographic Information System（地理情報システム）の略。森林の境界や路網、地形等の空間的な情報と、機能類型や樹種等の情報を結合し、視覚的な表示や高度な分析等を行うシステム。	76
ほかくつうち I C T 捕獲通知システム	ドローンや簡易無線 LPWA (Low Power Wide Area) 等を活用することにより、複数のわなの作動状況を遠隔で通知して確認することができるシステム。	51
N P O	Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略で、「特定非営利活動促進法」の規定に基づき法人格を与えられた特定非営利法人（N P O）等。ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を行うことを目的としている。	25
O J T	On-the-Job Training（職場内訓練）の略で、仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させること。	81
じぞくかのう　かいはつもくひょう S D G s (持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals の略で、平成 27 年 9 月に採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標。S D G s では、17 の目標と 169 のターゲットで構成される。国有林野の管理経営は、目標 6、13、15 等様々な目標に貢献する。	11

2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス

林 野 庁	https://www.rinya.maff.go.jp/
森林・林業基本計画	https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/
国民の森林「国有林」	https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rynya/
国有林野の管理経営に関する基本計画	https://www.rinya.maff.go.jp/j/ko-kuyu_rynya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html
森林技術総合研修所	https://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/ken-syuu_zyo.html
北海道森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/
東北森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/
関東森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/
中部森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/
近畿中国森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/
四国森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/
九州森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/
知床森林生態系 保全センター	https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/siretoko/
藤里森林生態系 保全センター	https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/huzisato/
津軽白神森林生態系 保全センター	https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/tuga-rusirakami/
庄内朝日森林生態系 保全センター	https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/asahi/
小笠原諸島森林 生態系保全センター	https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kanto/ogasawara/
屋久島森林生態系 保全センター	https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/ya-kusima_hozan_c/
西表森林生態系 保全センター	https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/iriomote_fc/

石狩地域森林ふれあい 推進センター	https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/isikari_fc/
常呂川森林ふれあい 推進センター	https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tokorogawa_fc/
釧路湿原森林ふれあい 推進センター	https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/kusiro_fc/
駒ヶ岳・大沼森林 ふれあい推進センター	https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/komagatake_fc/
赤谷森林ふれあい 推進センター	https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kanto/akaya_fc/
高尾森林ふれあい 推進センター	https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/takao/
木曽森林ふれあい 推進センター	https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/kiso_fc/attach/index.html
箕面森林ふれあい 推進センター	https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/minoo_fc/
四万十川森林ふれあい 推進センター	https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/simanto_fc/

3 令和5年度の国有林野事業の主要取組事項

「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づき、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」に向けて、森林施業の低コスト化や鳥獣被害の防止、林産物の安定供給等に積極的に取り組みます。

■ 令和5年度における特徴的な取組

- 昆明・モントリオール生物多様性枠組において掲げられた30by30目標への貢献として、保護地域としての国立公園の新規指定等に対応
- 林業の持続的かつ健全な発展に向けた取組の一環として、民有林における適切な立木取引に資するため、国有林の立木販売結果を公表
- 所有者不明土地の発生を予防するために創設された相続土地国庫帰属制度において、法務局への協力や帰属した森林の管理に対応

■ 主要事業予定量

区分	令和4年度	令和5年度
人工造林面積(万ha)	0.9<0.9>	0.9
下刈り面積(万ha)	4.6<4.7>	4.1
間伐面積(万ha)	10.0<9.3>	10.0
林道の新設延長(km)	113<99>	81
販売量(万m ³)	立木販売	830<244>
	素材販売	307<279>

(注1)令和4年度予定量と令和5年度予定量である。

(注2)令和4年度の<>書きは実績である。

(注3)間伐面積は、森林吸収源対策として把握する面積である。

(注4)林道には、林業専用道を含む。

(注5)立木販売の販売量は、立木材積であり、官行造林の伐採に係る予定量を含む。

(注6)素材販売の販売量は、丸太材積である。

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況

